

令和6年度 老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

介護福祉士養成施設における国家試験合格に向けた
取組に関する調査研究事業
【報告書】

令和7年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

◆◇目 次◇◆

第Ⅰ章 事業の概要	1
1. 事業の背景と目的.....	1
(1) 背景.....	1
(2) 目的.....	2
2. 事業の実施体制等.....	3
3. 事業内容.....	4
(1) 検討委員会の運営	4
① 検討委員会の開催経緯.....	4
② 検討委員会の主な論点.....	5
(2) ヒアリング調査.....	5
(3) 報告書及び事例集の作成	6
第Ⅱ章 介護福祉士養成施設の現状と課題に関する議論のまとめ	7
1. 検討にあたってのポイント.....	7
(1) 介護福祉士養成のための6つの視点	7
(2) 介護福祉士養成施設における共通点と種別の特徴を踏まえる	8
(3) 地域と連携して、介護福祉士を育てる	9
(4) それぞれの関係者が、出来ることから取り組む	9
2. 介護福祉士養成のための6つの視点に関する論点.....	11
(1) 介護福祉士養成課程への入学者数を増やす	11
① 日本人学生の確保.....	11
② 外国人留学生の確保.....	13
③ 自治体との連携.....	15
(2) 介護福祉士国家試験へ導くと共に、介護福祉士としての倫理を涵養する.....	16
① カリキュラムや実習の充実.....	17
② 介護福祉士国家試験対策.....	19
③ 教員の資質向上.....	21
(3) 中途退学を防ぐ	23
① 入学前からの切れ目のない支援.....	23
② 学校生活における支援（相談体制の強化など）	23
③ 実習先との連携による途中離脱防止.....	24
④ 留学生のニーズをふまえた教育プログラムの設計	24
(4) 就職までの支援、就職後の定着支援をする	25
① 就職までの支援.....	25
② 就職後の定着支援.....	25

(5) 国家試験不合格者等を卒業後もフォロー・支援する	26
① 国家試験不合格者等の情報把握.....	26
② 国家試験不合格者等に対する資格取得支援.....	26
(6) 地域と連携し、介護福祉士を育てる	28
① 地域の関係機関・団体との連携.....	28
② 養成施設の学生・卒業生以外の介護人材への働きかけ	28
③ 地域住民への発信・啓発活動の強化.....	29
3. 今後の課題.....	29
(1) 生産性向上に関する教育	29
(2) 国家試験不合格者等のフォロー・支援	29
(3) 取組の実践.....	30
参考資料	31

第Ⅰ章 事業の概要

1. 事業の背景と目的

(1) 背景

<介護福祉士養成施設の役割の重要性>

- ・ 介護福祉士は、昭和 62 年に成立・交付された「社会福祉士及び介護福祉士法」を根拠法とする介護の領域における唯一の国家資格であり、介護人材の中核的な役割を担う人材と位置付けられている。
- ・ そのような中、介護福祉士養成施設（以下、「養成施設」という。）は、介護福祉士の養成という重要な使命に基づき、日々教育の質の向上に努め、多くの介護福祉士を輩出してきた。
- ・ 今後さらなる要介護者等の増加が見込まれる中、複雑化・多様化する介護ニーズに対応できる高い専門性を有する介護人材の確保は大きな課題であり、養成施設が担う役割は今後も非常に重要である。

<入学者数の減少等>

- ・ しかしながら、近年では養成施設数、入学定員数、入学者数はいずれも減少傾向にあり、令和 4 年度の定員充足率は 48.8%となっている。また、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会（以下「日本介護福祉士養成施設協会」という。）の調べによれば、令和 4 年 3 月卒業年次に係る途中退学等の状況（4 年過程を除く）は 17.8%（うち日本人 15.8%、うち留学生 20.7%）となっている¹。

<教育における課題>

- ・ 第 33 回介護福祉士国家試験合格発表時（令和 2 年度）から養成施設別の合格率等が公表されている。第 36 回介護福祉士国家試験結果（令和 5 年度）をみると、養成施設全体の合格率は 71.5%、留学生を除いた受験者では 93.5%、留学生では 37.6%となっており、留学生への支援が課題となっている²。また、留学生の合格率が年々向上している養成施設がある一方で、低合格率の状態が続いている養成施設もあり、養成施設間における合格率の差が明らかとなっている。養成施設の教育における課題を把握し、対応

¹ 令和 5 年度老人保健健康増進等事業「介護福祉士養成施設学生の途中退学の防止等に関する調査研究事業」報告書（公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会）

https://kaiyokyo.net/pdf/01_r5_taigakuboushi_houkokusyo_02.pdf

² 厚生労働省「第 36 回介護福祉士国家試験合格発表」（令和 6 年 3 月 25 日）

（参考資料）第 36 回介護福祉士国家試験 養成施設等別合格率

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38897.html

策を検討する必要がある。

(参考)

- ・ 養成施設において必要な知識及び技能を習得して介護福祉士の資格を取得する「養成施設ルート」については、令和 9（2027）年 3 月 31 日までに養成施設を卒業した者については、介護福祉士国家試験に合格しなくても（不合格又は受験しなかった者）、卒業年度の翌年度から 5 年間は介護福祉士となる資格を有する経過措置が設けられている。
- ・ ただし、経過措置はあくまで暫定的なものであり、この間に養成施設の教育の質を上げ、国家試験合格率を高めていくことが必要とされている。そのため、第 33 回介護福祉士国家試験合格発表時（令和 2 年度）から養成施設別の合格率等が公表されている。

(2) 目的

- ・ そこで本事業では、検討委員会における議論により、養成施設をめぐる現状と課題の全体像を把握した上で、教育の質の維持・向上等の観点から、今後の方向性や方策等をまとめることを目的とする。
- ・ そのため、養成施設別の合格率等の経年分析を行い、国家試験合格率に係る現状と課題を整理した。また、養成施設の運営や教育方法の工夫等の実態を把握することを目的に、文献による情報収集やヒアリング調査を行うことにより、それら多様な取組を紹介し、各養成施設の教育活動の参考にさせていただくための事例集を作成した。

2. 事業の実施体制等

本事業では、養成施設における現状と課題、今後の参考になる多様な取組等について検討するため、検討委員会を設置した。

<委員>（敬称略）

（座長）

鈴木 俊文 静岡県立大学短期大学部 教授

（委員：五十音順）

井口 健一郎 社会福祉法人小田原福社会 特別養護老人ホーム潤生園 施設長

伊藤 浩一 社会福祉法人北養会 いばらき中央福祉専門学校 学校長代行

植上 一希 福岡大学人文学部 教授

川井 太加子 桃山学院大学 社会学部 教授

中島 眞由美 富山短期大学健康福祉学科 教授/学科長

野田 由佳里 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 理事

<オブザーバー>

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

<事務局>

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

3. 事業内容

(1) 検討委員会の運営

養成施設における現状と課題に関する論点について検討するため、4回の検討委員会を開催した。

① 検討委員会の開催経緯

	開催日時・場所	議題
第1回	令和6年8月26日（月） 17～19時 三菱UFJリサーチ& コンサルティング会議室	・事業概要について ・介護福祉士国家試験合格率等の経年分析について ・養成施設の現状と課題に関する論点について ・ヒアリング調査の進め方、事例の選定基準について
第2回	令和6年11月5日（火） 17～19時 三菱UFJリサーチ& コンサルティング会議室	・ヒアリング調査について （進捗状況報告、今後の予定） ・養成施設の現状と課題に関する論点について ・事例集の作成方針と構成について
第3回	令和7年1月24日（金） 14～16時 三菱UFJリサーチ& コンサルティング会議室	・介護福祉士国家試験合格率等の経年分析について ・ヒアリング調査について （進捗状況報告、今後の予定） ・養成施設の現状と課題に関する論点について ・事例集の作成方針と構成について
第4回	令和7年3月14日（金） 17～19時 三菱UFJリサーチ& コンサルティング会議室	・介護福祉士養成施設の現状と課題に関する論点 （報告書）について ・事例集について

※全ての回で、Zoomによるオンライン形式も併用した。

② 検討委員会の主な論点

- ・ 入学者の確保
 - 日本人学生の確保
 - 外国人留学生の確保
 - 自治体との連携
- ・ 教育内容の充実
 - カリキュラムや実習の充実
 - 介護福祉士国家試験対策
 - 教員の資質向上
- ・ 中途退学の防止
 - 入学前からの切れ目のない支援
 - 学校生活における支援（相談体制の強化など）
 - 実習先との連携による途中離脱防止
 - 留学生のニーズをふまえた教育プログラムの設計
- ・ 就職までの支援、就職後の定着支援をする
 - 就職までの支援
 - 就職後の定着支援
- ・ 国家試験不合格者等のフォロー・支援
 - 国家試験不合格者等の情報把握
 - 国家試験不合格者等に対する資格取得支援
- ・ 地域と連携し、介護福祉士を育てる
 - 地域の関係機関・団体との連携
 - 養成施設の学生・卒業生以外の介護人材への働きかけ
 - 地域住民への発信・啓発活動の強化

(2) ヒアリング調査

検討委員会の議論の参考とするため、また事例集の素材とするため、専門学校5校、短期大学4校、4年制大学5校、計14校の養成施設へのヒアリング調査を実施した。

<調査内容>

- ・ 養成校の概要
 - 設立年、所在地、定員、学生数（うち留学生の数）、教員数（体制）等
 - 授業や実習等におけるICT活用の有無、（有の場合）具体的な状況
- ・ 特に注力している取組の内容
 - 入学者確保（日本人学生の確保、外国人学生の確保、特に注力している入学者の属性等）
 - 介護福祉士国家試験 合格率向上のための対策

- 教育内容（カリキュラム、実習、教員の資質向上、養成施設の環境整備）
- 途中退学等の防止
- 就職対策
- 卒業生のフォロー（国家試験不合格者への学習支援、職場への定着支援）
- その他
- ・ 上記の取組みにおける、地域や関係機関との連携状況
- ・ 今後の取組の方向性
- ・ 介護福祉士養成施設の現状と課題に関するご意見

(3) 報告書及び事例集の作成

検討委員会での議論及びヒアリング調査の結果を踏まえ、報告書をまとめた。

また、事例集掲載のためのヒアリング調査を実施した 14 校の養成施設のうち、13 校について事例集を作成した。

<事例集に掲載した養成施設>

種別	養成施設名・所在地	ヒアリング調査実施日
専門学校	北海道介護福祉学校（北海道夕張郡栗山町）	令和 6 年 12 月 2 日
	いばらき中央福祉専門学校（茨城県水戸市）	令和 6 年 10 月 16 日
	若狭医療福祉専門学校（福井県三方郡美浜町）	令和 7 年 1 月 30 日
	聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校（静岡県浜松市）	令和 6 年 11 月 11 日
短期大学	日本赤十字秋田短期大学（秋田県秋田市）	令和 7 年 2 月 4 日
	富山短期大学（富山県富山市）	令和 6 年 10 月 7 日
	静岡県立大学短期大学部（静岡県静岡市）	令和 7 年 2 月 4 日
	川崎医療短期大学（岡山県岡山市）	令和 7 年 1 月 15 日
4 年制大学	北海道医療大学（北海道石狩郡当別町）	令和 7 年 1 月 29 日
	東洋大学（東京都北区）	令和 6 年 12 月 12 日
	白梅学園大学（東京都小平市）	令和 6 年 12 月 3 日
	聖隷クリストファー大学（静岡県浜松市）	令和 6 年 11 月 11 日
	桃山学院大学（大阪府和泉市）	令和 6 年 11 月 15 日

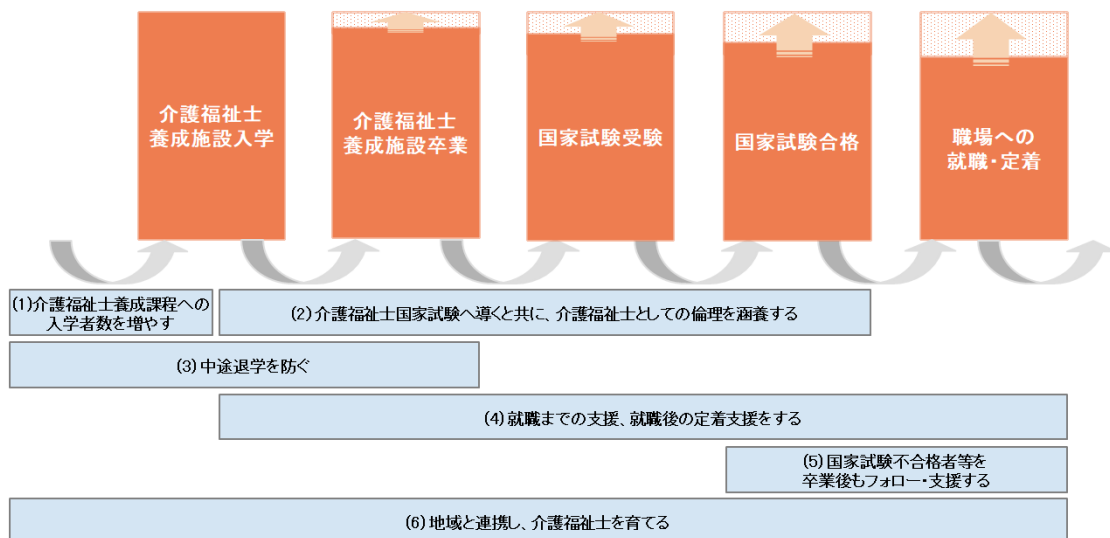
第Ⅱ章 介護福祉士養成施設の現状と課題に関する議論のまとめ

1. 検討にあたってのポイント

(1) 介護福祉士養成のための6つの視点

- ・ 養成施設がより多くの質の高い介護福祉士を養成するための視点を6つに整理した。
「2. 介護福祉士養成のための6つの視点に関する論点」は、これらを具体化したものとなっている。
- －介護福祉士養成課程への入学者数を増やす
- －介護福祉士国家試験に導くと共に、介護福祉士としての倫理を涵養する
- －中途退学を防ぐ
- －就職までの支援、就職後の定着支援をする
- －国家試験不合格者等を卒業後もフォロー・支援する
- －地域と連携し、介護福祉士を育てる

<介護福祉士養成のための6つの視点 ～養成施設入学から職場への就職・定着まで～>



(2) 介護福祉士養成施設における共通点と種別の特徴を踏まえる

- ・ 養成施設には「専門学校」「短期大学」「4年制大学」の種別があるが、養成施設の現状と課題を把握し、今後の方向性や方策等を考える上では、それらの共通点と種別（専門学校、短期大学、4年制大学）ごとの特徴を踏まえて検討することが必要である。
- ・ 養成施設では、その種別を問わず、地域の福祉を支える介護福祉士を育成するため、各校の沿革や所在地の特徴、教員の専門性を活かした教育を行っている。養成施設で学習し介護福祉士国家試験に合格すれば、就職後は様々なリーダー的役割を担うキャリア形成を見込めるなど、介護福祉士を基礎資格に、様々な研修受講や新たな資格取得を目指すことも可能である。さらに、外国人留学生の場合は在留資格「介護」を取得し、長く日本で介護の仕事に従事することができる。このような養成施設の魅力や優位性を、養成施設自身が介護事業者や関係団体等と連携し発信していくことが必要である。
- ・ 種別ごとの特徴に関して、専門学校は、2年間（一部の養成施設では3年間）で介護福祉士養成としての職業教育を行い、実践力を養うことを目的に、介護福祉士養成課程の中での教育を集中的に行うことになる。留学生の受入れが増加する中、日本語教育等の難しさが指摘されている一方で、学校全体でまとまりやすい規模で、他学部・学科の方針に影響を受けることが少ないため、工夫次第で地域活動など独自の取組をしやすい面がある。
- ・ 短期大学は、専門学校と同じ2年間（一部の養成施設では3年間）で教養科目を含めた介護福祉士教育を行うカリキュラムの特徴がある。短期間で介護福祉士国家資格を取得でき、介護福祉について大学が学科等として設置する学問基盤（短期大学士）をベースに高等教育における学位取得と合わせて学ぶことができる。各地の短期大学において、介護福祉士養成課程が設けられている学科の方針等に基づき、社会福祉の観点等も踏まえた様々な授業が展開されている。
- ・ 4年制大学は、長い期間（4年間）をかけて、大学が学部等として設置する学問基盤（学士）をベースに高等教育における学問としての介護福祉を広く深く、体系的に学ぶことができ、社会福祉士とのW資格を取得できる学部も多い。各研究領域をもつ教員が自身の専門を活かすことによって、学生に多様な活動を提供することもしやすく、学生も教員の影響を受け、将来教育や研究に携わる道を描きやすい傾向がみられる。また、学科の中に介護福祉士を目指すコースを設定している4年制大学が多いため、入学後に学びを進める中で、当初は介護に関心の薄かった学生を取り込める可能性がある。逆に、介護福祉士を目指すコースからの一定数の離脱者もみられるが、当該コースからの離脱が大学を辞めることに直結する訳ではない。
- ・ 一方、種別ごとの課題もみられる。専門学校や短期大学は、留学生や社会人の入学者のニーズが高い特徴がみられる反面、学生や保護者の4年制大学志向が強まる中で、現役高校生からは、進路として選ばれづらいことが指摘されている。また、入学後に介護福祉士養成課程とは別のコースに変更できる可能性が全く想定されていない場合、介護福祉士養成課程からの離脱が即ち中途退学につながる。4年制大学は、卒業までに長

い期間（４年間）を要すること等から留学生や社会人の確保が難しいこと、同じ大学内の他学部・他学科との比較において介護が選ばれづらい傾向がみられること、大学全体の方針に影響を受け、介護独自の活動がしづらい場合もあることが指摘されている。

(3) 地域と連携して、介護福祉士を育てる

- ・ 養成施設は、介護福祉士の養成にあたり、入学者の確保、入学した学生の教育、就職支援、卒業後の関わりや支援（就職後の定着支援、国家試験不合格者のフォロー）のいずれの局面においても、地域と連携することが求められる。小・中・高校生への介護の魅力の発信、充実したカリキュラムや実習の提供、学生の就職先との連携・情報交換等、日々の養成施設の活動は内部にとどまっているだけでは効果を生むことができず、教員が学生と一緒にあって、積極的に地域に出ていく必要がある。
- ・ また、養成施設が、学生や卒業生以外の地域住民、潜在介護福祉士等に働きかけ、「地域の介護福祉士を育てる」視点も重要である。働きながら介護福祉士を目指す者に対する学習支援が必ずしも十分でないことが指摘される中で、例えば、地域住民を対象とした介護職員初任者研修を受講料無料で開催する養成施設や、技能実習生や特定技能外国人等を対象とした介護福祉士国家試験対策講座を開催する養成施設もみられる。各地域において、介護の専門知識と介護福祉士養成の知見の両方をもつ養成施設がこのような取組を広げていくことが求められている。
- ・ ただし、これらの取組を養成施設だけで進めていくことには限界があるため、地域の自治体や関係機関・団体も積極的に養成施設を支えていく視点をもち、連携していくことが求められる。また、そのような関係づくりに日頃から取り組んでいくことが重要である。例えば、養成施設が重点的に取り組む内容を一覧化して共有した上で、自治体や関係機関・団体は複数年かけて支援をしていく必要がある。加えて、そのような取組を通して養成施設が目指す姿を、両者が連携して地域に発信していくことが求められている。

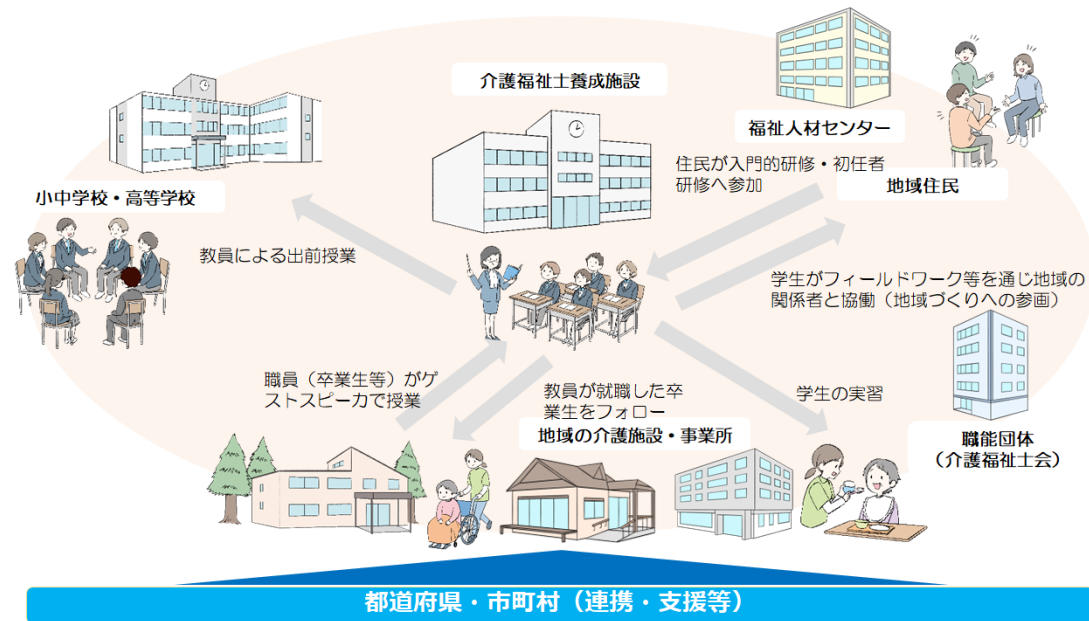
(4) それぞれの関係者が、出来ることから取り組む

- ・ 本調査研究において、今後の取組等について検討する際には、来年度以降、取組等を進める関係者の参考になるよう、誰が実施するのか（各養成施設、関係機関・団体、行政（国・自治体）など）に特に留意した。
- ・ 養成施設によって、その規模や地域資源、取り組むべき事項の優先順位は大きく異なる。養成施設ごとに「すぐできること」、「今後取り組むべきこと」などを検討し、出来ることから、まずは一歩踏み出すことが必要である。そのためには連携基盤となる関係機関によるプラットフォームの形成を地域単位等で構築していく必要がある。

<地域と連携し、介護福祉士を育てる介護福祉士養成施設>

地域と連携し、介護福祉士を育てる介護福祉士養成施設

- 介護福祉士養成施設は、地域の介護事業者や地域住民等と連携・協働して、所属する学生を介護福祉士として育てる。
- さらに、養成施設の機能を最大限活用して、小・中・高の生徒に出前授業を通じて、介護の魅力を発信したり、地域住民に研修を実施して、介護助手として介護現場に関わることにつなげられるなど、地域の介護人材育成の拠点として活動することが期待される。



2. 介護福祉士養成のための6つの視点に関する論点

(1) 介護福祉士養成課程への入学者数を増やす

- ・ 最近では養成施設数、入学定員数のいずれも減少傾向にあり、令和6年4月1日現在では養成施設数328、入学定員数14,069人となっている。同年の入学者数は7,386人と、前年より333人増加したものの定員充足率は52.5%にとどまっており、入学者の確保が喫緊の課題となっている。
- ・ また、近年、養成施設の入学者に占める外国人留学生の割合が増加している。令和元年には29.6%（入学者数7,442人、うち留学生2,202人）であったところ、令和6年には48.6%（入学者数7,386人、うち留学生3,589人）と、約半数を占めるようになっていく。（参考資料：スライド1-3 参照）

<今後必要とされる取組（例）：介護福祉士養成課程への入学者数を増やす>

取組の主体	必要とされる取組（例）	
養成施設	日本人学生	✓ 小学校・中学校・高等学校との連携 ✓ （短大、4年制）入学後の学生への働きかけ ✓ 既卒者（社会人）へのアプローチ
	外国人留学生	✓ 国内の日本語学校との連携強化 ✓ 海外現地への働きかけの強化
行政	✓ 魅力発信事業の活用	
養成施設と行政	✓ 養成施設と行政の連携による入学者の確保 ✓ 海外現地への働きかけの強化	

① 日本人学生の確保

a) 小学校・中学校・高等学校との連携

- ・ 介護への関心を高めるために教育委員会などと連携して、出前授業などを小・中・高に進めていくことが求められる。（「d）魅力発信事業の活用」参照）
- ・ 特に、日本人学生を確保するため、養成施設と高等学校との連携による取組は、介護の魅力発信や中途退学防止（ミスマッチ予防）の観点から重要な意味があると考えられる。総合学科や単位制の高校など連携ニーズのありそうな学校にターゲットを定め、連携モデルをつくっていくことが重要である。他方で、高校生になると既に進路を決めていることも多いため、小中学生からの福祉教育のさらなる充実も必要である。
- ・ 介護福祉士国家試験は実務経験を経て合格する人の割合が高いが、学校の勉強ではなく実務経験から取得できる資格は、子どもにとって学習内容が想像しづらいため、キャリアモデルになりにくい面がある。介護福祉士になるには専門的な勉強が必要で、国家資格取得後は介護職の中で中核的な役割を担う立場になることを理解してもらう必要があるのではないか。

b) 入学後の学生への働きかけ

- ・ 4年制大学や短期大学では、学部や学科単位で学生を受け入れる形が多いため、入学時点では介護への関心が高くない学生も多い。しかしながら、入学後のイベントや、例えば半年間、教員が介護の魅力を伝えることによって、介護に関心を持ち、介護福祉士を目指す学生もみられる。
- ・ 例えば、「介護の基本」の180時間（6コマ）のうち、30時間（1コマ）を「生活支援論」の科目名で、学科全体の学生に向けて授業を開講している4年制大学もみられる。その授業は、前半では生活上の困難や課題を抱える人々（高齢者、障害者、低所得者、子ども、家庭等）を支援対象とした地域コミュニティの形成と行政機関との連携等について紹介している。後半では徐々に「介護の魅力」を伝えられるような工夫をしながら、先進的な高齢者施設での実践例の紹介等を行うことで、学生の介護への関心を高めている。
- ・ また、後になってやはり介護福祉士国家資格を取得したい（取得したかった）と考えが変わる学生もみられる。必要な科目の履修に問題がない場合には、このような学生も介護福祉士国家資格取得を目指せるよう、履修時期や年限など柔軟な履修モデルも検討していくべきではないか。
- ・ 介護への関心が低い学生の考えを変えるために決め手となるのは、キャリアモデルとなるような卒業生の存在が大きい。入学前に配布するパンフレットや入学後のイベントを通して、卒業生が活躍している姿を示すことによって、学生の介護への関心が高まるものと考えられる。
- ・ なお、介護分野では外国人材を中心に人材確保を進めているという印象を若い世代が持っているという声もあるが、その背景の一つには、「経過措置の延長³」や「パート合格の導入⁴」が外国人材のための施策と誤解されていることも影響しているのではないかと。施策の目的が正しく伝わるようにすべきである。

c) 既卒者（社会人）への働きかけ

- ・ 社会人向けに生涯教育の取組を行うことで「介護の仕事の魅力」を発信する、地域住民を対象とした介護人材の発掘・養成を行うなど、学生が来るのを待っているだけではなく、養成施設の教員が地域に出ていく姿勢が重要ではないか。
- ・ 広く介護の仕事や養成施設の魅力をPRすることによって地域住民の理解が深まり、周

³ 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられており、卒業後5年間は介護福祉士の資格を有することとし、当該5年間のうちに、国家試験に合格するか、介護現場に5年間従事するかのいずれかを満たすことにより、引き続き、介護福祉士としての資格を有することができる。

⁴ 介護福祉士国家試験パート合格の導入に関する検討会「介護福祉士国家試験パート合格の導入の在り方について」（令和6年9月24日）（<https://www.mhlw.go.jp/content/001307191.pdf>）では、「国家試験の13科目をいくつかのパートに分け、一定の合格水準に達したパートについて、翌年度の試験において当該パートの受験を免除する「パート合格」を導入することが適当である。（中略）パート合格については、外国人だけでなく、すべての受験者に適用する仕組みとする。」とある。

囲の若い世代にその魅力を伝えてくれること等によって、入学者が増えていくことも考えられる。

d) 魅力発信事業の活用

- ・ 厚生労働省では、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、理解の促進を図るため、イベント、テレビ、SNS 等を活用し、情報発信を進める「介護のしごと魅力発信等事業」を行っている。また、WEB を活用した情報発信では、魅力発信のプラットフォームとして「介護の仕事魅力発信ポータル『知る。わかる。介護のしごと』」を立ち上げ、各発信事業者が作成したコンテンツを掲載するほか、養成施設に通う学生等のインタビューなど、当事者の声を載せる工夫も進められている。
- ・ 各都道府県でも、地域の実情に応じた魅力発信の取組が行われている。例えば、広島県では、行政や職能団体、事業者団体、教育・労働機関等で構成される「広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会」を設置し、魅力発信、人材のマッチング・資質向上、職場改善・生産性向上を 3 本柱としてさまざまな取組を実施している。取組の一つである小・中・高校生等を対象とした出前授業は 10 年以上継続しており、この授業をきっかけに養成施設に入学する生徒も出てきている。このような取組を横展開していくことが望ましい。

② 外国人留学生の確保

a) 国内の日本語学校との連携強化

- ・ 外国人留学生の増加については、日本人学生と外国人留学生がともに学ぶことによって互いに理解を深め、将来、日本人と外国人が協力しながら働く介護現場のイメージを膨らませることができる等の効果が指摘されている。
- ・ 外国人留学生の養成施設入学を促進するため、また、外国人留学生の日本語教育を進めるためには、日本国内及び海外現地の日本語学校との連携を強化する必要がある。
- ・ まず、日本国内の日本語学校についてみると、地域によって配置状況に違いがみられる。文化庁国語課「令和 4 年度日本語教育実態調査 国内の日本語教育の概要」（令和 4 年 11 月 1 日現在）⁵によれば、都道府県別日本語教育実施機関・施設等数は、東京都（439）、大阪府（196）、愛知県（167）の順に多く、高知県（9）、鳥取県（10）、和歌山県（13）の順に少ない。
- ・ 日本語教育実施機関・施設等が存在しない地域では、養成施設が単独で日本語教育に取り組むのは難しい場合もあり、必要に応じて、複数の養成施設が共同して日本語教育に取り組める体制を考える必要がある。また、専門学校が日本語学校を創設し、地域活性化を図りながら留学生確保につなげている事例もある。

⁵ 文化庁国語課「令和 4 年度日本語教育実態調査 国内の日本語教育の概要」（令和 4 年 11 月 1 日現在）
(https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku_jittai/r04/pdf/93991501_01.pdf)

- ・ 令和 6（2024）年 4 月より、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が施行され、文部科学省において、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度（認定日本語教育機関）が設けられることになった。認定日本語教育機関の認定は、「留学のための課程」、「就労のための課程」、「生活のための課程」の区分が設けられている（認定日本語教育機関認定基準第 2 条、第 16 条第 1 項）。このうち、就労・生活関係については、特定技能制度の受入れ機関が作成する「1 号特定技能外国人支援計画」において、認定日本語教育機関の活用を推進するほか、「事前ガイダンス」の際に、認定日本語教育機関の情報を提供することが求められている。（令和 4 年 12 月「日本語教育推進会議」）これらのことをきっかけに、今後は養成施設が認定日本語教育機関と連携し、留学生だけでなく、就労者や生活者にも働きかけていくことも考えられる。

（参考：認定日本語教育機関の認定）

- ・ 認定日本語教育機関の認定は機関単位で行われるが、審査は「留学のための課程」、「就労のための課程」、「生活のための課程」の別に行われることになっている。各課程の定義は以下のとおりである。
 - －留学のための課程：

主として我が国の大学、高等専門学校又は専門学校において教育を受けること、我が国において就職することその他の目的のために我が国において日本語教育を受けることを希望して我が国に入国した者に対し、当該目的に必要な水準の日本語能力を習得するための教育を行うことを目的とした日本語教育課程
 - －就労のための課程：

主として我が国において就労する者に対し、就労に必要な水準の日本語能力を習得するための教育を行うことを目的とした日本語教育課程
 - －生活のための課程：

我が国に居住する者に対し、日常生活に必要な水準の日本語能力を習得するための教育を行うことを目的とした日本語教育課程

b) 海外現地への働きかけの強化

- ・ 次に、外国人留学生の確保に向けて、積極的に海外現地への働きかけを進める養成施設も出てきている。
- ・ 例えば、A 社会福祉法人は、国の支援制度（介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業、介護福祉士等修学資金貸付制度）（参考資料：スライド 1-4、1-5 参照）を活用し、海外現地への働きかけを進め、一定の日本語教育等を現地で行った上で、留学生の受け入れを推進し、介護施設での就労につなげている。
- ・ 上記の取組は海外現地への働きかけという観点に加えて、日本語学校との連携の観点からも重要である。国の支援制度の充実も図られており、このようなモデルの普及を地

方自治体の関与も強化しながら、進めていくべきである。

(参考：A 社会福祉法人の事例)

- ・ 法人として、小学校の廃校を活用して、同一敷地内に日本語学校、介護福祉士養成施設を開校。
- ・ ミャンマー、ベトナム、タイ、中国、フィリピン、インドネシア、スリランカ等に出向き、働きかけ、できるだけ一定の日本語教育を現地で行い、留学生として日本語学校に受け入れる。日本語学校卒業後は介護福祉士養成施設に進学し、2年間、介護福祉士の資格取得のための勉強を行う。(養成施設在学期間中は放課後に地域の施設等でアルバイトを実施)
- ・ 養成施設を卒業し、介護福祉士の資格取得後は(在留資格「介護」)、地域の介護施設で就労する。

③ 自治体との連携

- ・ 入学者の確保にあたっては、養成施設単独ではなく、都道府県・市町村と連携しながら取り組んでいく必要がある。上述の「介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業」、「介護福祉士等修学資金貸付制度」も積極的に活用し、学費や居住費など地域の実情に応じた支援を実施していくことが求められる。
- ・ 特に外国人材に関しては、学習だけでなく生活面においてもきめ細かな対応が求められる。例えば、外国人材の住居の確保が難しいといった指摘もあり、都道府県・市町村と協働して、居住費の支援、公営住宅の空きスペースを活用するなどの取組を進めることも考えられる。
- ・ 外国人留学生以外にも技能実習や特定技能等の在留資格で就労する方法があり、また、他の業界も外国人材に着目している状況がみられるため、人材獲得が容易ではない。自治体によっては、高齢部門の職員が外国人材に対する理解が十分でない場合もあり、情報や知識の共有等から取り組んでいくことも必要である。

(2) 介護福祉士国家試験へ導くと共に、介護福祉士としての倫理を涵養する

- ・ 厚生労働省「「介護福祉士養成課程における教育内容の見直し」について」（平成 30 年 2 月 15 日）⁶によれば、平成 29 年 10 月にとりまとめられた、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保委員会の報告書「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」を踏まえ、今後求められる介護福祉士像に即した介護福祉士を養成する必要があることから、介護福祉士養成課程の教育内容の見直しが行われた。（参考資料：スライド 1-6 参照）
- ・ 教育内容の見直しの観点としては、以下の 5 つが挙げられた。このうち「①チームマネジメント能力を養うための教育内容の拡充」については、「人間関係とコミュニケーション」の教育に含むべき事項に追加され、30 時間から 60 時間に時間数が拡充された。
 - ①チームマネジメント能力を養うための教育内容の拡充
 - ②対象者の生活を地域で支えるための実践力の向上
 - ③介護過程の実践力の向上
 - ④認知症ケアの実践力の向上
 - ⑤介護と医療の連携を踏まえた実践力の向上
- ・ また、今後取り組むべき事項について、「教授方法や教育実践の事例を含めた教育方法の提示」、カリキュラムマップやカリキュラムツリーの活用等の「体系的な教育実践の必要性」、「習得すべき知識や技術の評価指標の作成」が挙げられた。
- ・ 今後も少子化が進むことが想定される中で、各養成施設は経営面も含めて厳しい状況にあるが、その中でも多くの養成施設は多様な学生を受入れており、質の高い介護福祉士を地域社会に送り出すという大きな社会的役割を担っている。このような状況にあるからこそ、多くの学生から選ばれるよう、養成施設自身がカリキュラムの充実、実習の充実等を図りつつ、自施設の強みを生かした、特色ある教育を行う必要がある。

⁶ 厚生労働省 第 13 回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会（平成 30 年 2 月 15 日）資料 2 「「介護養成課程における教育内容の見直し」について」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000345245.pdf>)

＜今後必要とされる取組（例）＞

介護福祉士国家試験へ導くと共に、介護福祉士としての倫理を涵養する＞

取組の主体	必要とされる取組（例）	
養成施設	カリキュラムや実習	✓ 医療的ケア ✓ 生産性向上の観点の導入 ✓ 地域でのフィールドワーク ✓ 実習の充実 ✓ 学習環境の整備
	国家試験対策	✓ 外国人留学生の支援や対策
	教員の資質向上	✓ 地域づくりへの参画 ✓ 教員の負担軽減
行政 関係機関・団体	カリキュラムや実習	✓ 特色ある教育の見える化・発信
	国家試験対策	✓ 合格率の低い養成施設の支援や対策
	教員の資質向上	✓ 教育内容と介護現場の乖離の解消 ✓ 教員の負担軽減

① カリキュラムや実習の充実

- ・ 特色ある教育を行う養成施設として、例えば、
 - 介護福祉士と社会福祉士、介護福祉士と保育士などダブルライセンスを取得しやすい養成施設、
 - 医療法人と連携した医療的ケアの実習までを実施する養成施設、
 - ICT、介護ロボットなど最新機器について学べ、経験できる養成施設、
 - 地域づくりに積極的に関与する養成施設、
 - 日本語学校と連携して外国人留学生へのきめ細かな支援を行う養成施設
- などさまざまな類型が考えられる。行政や関係機関・団体は、そのような特色ある教育を一定程度整理して、見える化し、発信していくことが求められる。

a) 医療的ケア

- ・ 実習に協力してくれる病院や介護施設を探すことが困難といった意見もある中で、教員のネットワーク等を活かし、医療的ケアの实地研修まで行っている養成施設もみられる。また、实地研修に向けた橋渡しとして、実習前・実習中・実習後に、実習指導を実施している養成施設もある。学生同士がペアになって実技を行い、患者役も経験することで、リアリティを持って学習できるようにしている。実習で事故が起こらないよう実技テストも行い、一定のスキルを身に付けていることを確認した上で、实地研修に送り出している。

b) 地域でのフィールドワーク

- ・ 介護福祉士の仕事は、地域の利用者の生活を支えることである。そのため、カリキュラムの中で行うフィールドワーク等において、地域住民と関わることを重視する養成施設がみられる。地域の歴史や文化、そこに住まう人々の暮らしを理解することで介護の仕事について理解が深まり、今後、介護福祉士として働く上で貴重な経験となる。

c) 実習の充実

- ・ 近年、外国人留学生の増加等、養成施設における学生像の変化により、養成施設と実習施設が、実習の目的や達成状況のすり合わせを行いながら進めていくことがこれまで以上に求められている。特に学生の緊張感や不安が強い最初の実習では、介護の魅力に出会うことをテーマとし、養成施設と実習施設の連携により、授業で学んだことが現場でどう実践されているのかを観察できるようにするのがよいとの意見もみられる。
- ・ 令和 5 年度老人保健健康増進等事業「介護福祉士養成校と実習施設が連携した実習のあり方に関する調査研究事業」報告書（PwC コンサルティング合同会社）⁷では、学生の個別性を踏まえた実習施設の選定や指導等の取組の存在が明らかになっている。一方、以下のような課題も指摘されており、今後の取組が求められている。
 - 新カリキュラムの施行に伴った追加された「多職種協働の実践」や「地域における生活支援の実践」については、従来から存在する実習科目に比べると、学習の機会が十分に得られていない
 - 養成施設によって評価表や評価基準が異なるため、標準化された介護福祉士養成につながっていない可能性がある
 - 複数の養成施設から実習生を受け入れる実習施設にとって書類の様式等を把握するために時間を要している

d) 生産性向上の観点の導入

- ・ 最近、介護現場では ICT や介護ロボットの導入が急速に進み、LIFE（科学的介護情報システム）の活用も進んでいる。養成施設自ら環境を整備する、または、養成施設と介護事業所の連携を進めるなどの方法によって、学生のうちから、生産性向上について学べるようにすることが望ましい。特に、LIFE は介護サービス利用者の状態やケアの計画・内容についてのデータを全国の介護施設・事業所から集めるものであり、養成施設では取り扱うことができないため、学外の実習で学ぶ必要がある。
- ・ 一方、生産性向上に取り組む中でも、機械ではなく、人が人でしかできない高品質なサービスを提供することが介護の本質であることを忘れてはならない。技術が進化するほど、利用者がより良い生活を送るには何が必要なのかをこれまで以上にしっかりと

⁷ 令和 5 年度老人保健健康増進等事業「介護福祉士養成校と実習施設が連携した実習のあり方に関する調査研究事業」報告書（PwC コンサルティング合同会社）

（<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/assets/pdf/health-promotion-business2024-8.pdf>）

教え、基本的な考え方を理解させる必要がある。さもないと、職員の負担を減らすためにだけに技術が用いられることになってしまう。例えば、介護現場に普及している睡眠時の見守りセンサーの本来のねらいは、利用者の睡眠時の様々な情報を得ることによって、より深い睡眠を得るために必要なケアについてアセスメントし、生活リズムを整えることである。利用者の生活リズムの改善につなげるためには、介護現場の職員がそのねらいを十分に理解している必要がある。

- ・ 労働力人口が減少し介護人材の確保がより難しくなる中で、介護の質をどのように担保していくかという観点から、人がすべきことを大切にしながら、人でなくてもできることには ICT や介護ロボットの導入を検討する必要がある。

e) 学習環境の整備

- ・ 養成施設の学生が生産性向上について学ぶことのできる環境が求められているが、現状では、養成施設によって、あるいは養成施設の種別（専門学校、短期大学、4 年制大学）によって ICT の整備状況に違いがみられるとの指摘がある。専門学校には小規模の学校が多く学習支援ツールやプラットフォームのようなクラウドを持つことが難しいため、いくつかの学校が共同でクラウドを持てるような取組も必要ではないかとの意見もある。
- ・ 各養成施設は、ICT の整備が十分でない場合は特に、実習の強化等の介護現場との連携を通じ、介護ロボット、ICT、LIFE 等、最新の技術などを学び、経験できるようにしていく必要がある。

② 介護福祉士国家試験対策

a) 各養成施設の合格率等の現状

- ・ 養成施設において、日々の教育と国家試験合格は不可分の関係にあり、教育の質を上げるための継続的な取組が、結果的に国家試験合格率の向上、ひいては就労意欲の向上につながっていく。また、国家資格である介護福祉士を養成し社会に多大な貢献をしていることが、教員の誇りとなっている。国家試験という目標があることで、学生と教員の双方のモチベーション向上につながっている。
- ・ 各養成施設の取組の参考とするため、第 33 回介護福祉士国家試験合格発表時（令和 2 年度）から養成施設別の合格率等が公表されている。データを見る際は、合格率だけではなく、入学者数に対する中途退学者の割合（中退率）や卒業者数に対する介護福祉士国家試験受験者の割合（受験率）などの過程もみる必要がある。
- ・ また、例えば日本人学生と外国人留学生では合格率が大きく異なるため、外国人留学生を受け入れている養成施設と受け入れていない養成施設では、養成施設全体の合格率を単純には比較できない面がある。養成施設の種別や特徴を踏まえてデータを分析することが求められている。
- ・ そこで、令和 2 年度（第 33 回）から令和 5 年度（第 36 回）について、養成施設全体の

入学者数、卒業者数、介護福祉士国家試験の受験者数の関係をみると、入学者のうち、卒業して国家試験を受験するのは8割程度となっている。(参考資料：スライド2-1-4 参照)

- 入学者数に対する卒業者以外（中退者等）の割合は、第33回（令和2年度）で15.0%、第34回（令和3年度）で12.7%、第35回（令和4年度）で12.6%、第36回（令和5年度）で11.7%となっている。(参考資料：スライド2-1-3 参照)
- 養成施設全体の卒業者数に対する、介護福祉士国家試験受験者数の割合（受験率）をみると、第33回から第35回のいずれも90%を超えているが、一部受験しない者もみられる。(参考資料：スライド2-1-2 参照)
- ・ 養成施設ごとの介護福祉士国家試験合格率の平均をみると、全体では80%前後で推移している。留学生を除いた受験者が90%前後で推移している一方で、留学生受験者は（第35回を除き）50%を下回っている。(参考資料：スライド2-2-1 参照)
- ・ また、新卒者の合格率が概ね80%以上であるのに比べて、既卒では（第35回を除き）30%程度と低い合格率となっている。(参考資料：スライド2-2-3 参照)
- ・ 介護福祉士国家試験の合格率別に養成施設の分布をみると、第33回から第36回のいずれにおいても、全体では合格率75%以上の養成施設が6〜7割を占めている。一方、合格率が50%に満たない養成施設も1〜2割みられる。特に留学生受験者については、合格率が50%に満たない養成施設が（第35回を除き）半数を超えている。(参考資料：スライド2-2-4 参照)

b) 外国人留学生の支援や対策

- ・ 日本人学生に比べて合格率の低い外国人留学生の支援については、入学1年目に丁寧な日本語指導を行うことで学習の素地ができ、高い合格率を示している養成施設もある。このような例を参考にしながら、日本語能力向上のための対策を推進すべきである。また、日本語能力向上以外の対策についてもあわせて検討が必要である。
- ・ 令和4年度老人保健健康増進等事業「外国人介護人材の質の向上等に関する学習支援等調査研究事業」報告書（日本介護福祉士養成施設協会）⁸⁾では、外国人留学生に介護福祉士国家試験の合格意向を尋ねており、回答者995人のうち、「必ず合格したい」が71.4%、「できれば合格したい」が26.9%、「今まで合格したいかどうかを考えたことがない」が1.7%となっている。また、外国人留学生の属性別にみると、学歴が高い、介護や看護の資格を持っており実務経験がある、日本語能力や介護分野の日本語の理解

⁸⁾ 令和4年度老人保健健康増進等事業「外国人介護人材の質の向上等に関する学習支援等調査研究事業」報告書（公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会）

(https://kaiyokyo.net/pdf/r4_gaikokujin_gakushuu_shien.pdf)

⁹⁾ 令和3年度老人保健健康増進等事業「外国人介護人材の質の向上等に関する学習支援等調査研究事業」報告書（公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会）

(https://kaiyokyo.net/pdf/r3_gaikokujin_gakushuu_shien.pdf)

度が高い、介護施設等でのアルバイト経験がある、キャリアコミットメント¹⁰が高い、勉強時間が長い、授業の理解度が高い者は、合格意向が高い傾向がみられている。外国人留学生の合格意向（モチベーション）やキャリアコミットメント向上のための取組が求められている。

c) 合格率の低い養成施設の支援や対策

- ・ 合格率の低い養成施設の中には、合格率向上に向けてどのような取組を行えばよいのかわからない養成施設もあれば、取り組む余裕がない養成施設もあると考えられる。合格率が低い背景要因に応じて、必要な組織体制の整備や教育内容、方法の検討支援など、養成施設間での連携や行政の関与を含めた対策の検討などを進めて行く必要がある。

③ 教員の資質向上

- ・ 養成施設の教員の資質向上については、日本介護福祉士養成施設協会の活動として、全国教職員研修会が毎年開催され、また、ブロック単位での情報共有や教材研究が行われている。その上で、各養成施設による取組が進められている。

a) 養成施設教員による地域づくりへの参画

- ・ 介護福祉士養成課程の教育内容の見直しにより、養成施設では、カリキュラムの「社会の理解」の教育に含むべき事項に「地域共生社会」が追加された。地域共生社会の考え方と地域包括ケアシステムのしくみを理解し、その実現のための制度や施策を学ぶ内容となっている。このことをきっかけに、養成施設の教員が積極的に地域住民と関わり、地域課題の解決に取り組む例もみられる。学生に対する教育が実感を伴ったものになるよう、教員も関与する中で養成施設が地域づくりに関わることが望ましい。

b) 教育内容と介護現場の乖離の解消

- ・ 令和 4 年度老人保健健康増進等事業「適切な介護教員講習会のあり方に関する調査研究事業」報告書（PwC コンサルティング合同会社）¹¹で実施されたアンケート調査結果では、回答のあった養成施設教員（335 人）のうち約半数（49.3%）が、オンライン授業の準備（ICT の活用）やアクティブラーニング等、様々な手法を活用した授業展開について自己研鑽が必要だと感じている。
- ・ 介護分野で ICT の活用が一般的になってきている中で、学校教育の現場で ICT 化が遅

¹⁰「専門分野に対する個人の態度のこと」と定義され、仕事そのものに対して魅力を感じているかについて尺度化されたもの。（Blau, G. J. (1985). The measurement and prediction of career commitment. Journal of Occupational Psychology, 58(4), 277-288.）

¹¹ 令和 4 年度老人保健健康増進等事業「適切な介護教員講習会のあり方に関する調査研究事業」報告書（PwC コンサルティング合同会社）
(<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/health-promotion-business2023.html>)

れることは介護の魅力発信や教員の業務負担の面でも影響があると考えられる。

- ・ 最近では、介護ロボット、ICT、LIFE 等、養成施設の教員が過去に扱ったことのない最新の技術が、介護現場で展開されていることがある。そのため、養成施設における教育内容について、介護現場で行われている実務との乖離が指摘されている。養成施設の教員向けの研修等、乖離を埋めるための方策、介護教員講習会のカリキュラム更新や更新研修等の検討が必要である。

c) 教員の負担軽減

- ・ 現状では、多くの教員が学生募集や学生対応で多くの時間を割いており、教育力の向上に取り組む余裕がない。外国人留学生に対する生活支援や、障害などの配慮が必要な学生への対応が増加しているという声もある。教員の資質向上を図るための土台づくりとして、教員の負担軽減を図ることが求められている。このような課題を個別にではなく、各養成施設における組織的な対応課題として捉え、教育方法にとどまらない、教育組織としての体制を構築できる機関連携の創出や、養成施設単位ではなく、地域での支援体制を整備・構築するなど、教員の負担を軽減しつつ教育の質の向上に取り組むための基盤整備が必要である。
- ・ 職員不足等の理由で教員の資質向上に取り組む余裕がない養成施設も少なくないため、教材（動画、資料など）の共有やオンラインでの授業のピアレビューなど、養成施設同士が協力し合うことで、教員の負担を軽減する提案もみられる。授業の展開方法や学生指導で悩んだ時に相談できるよう、教員同士のつながりをつくることが重要である。
- ・ また、個々の養成施設で教員の資質向上に取り組むのは難しいと考えられるため、組織的な取組として、介護教員講習会等を活用する方法も考えられる。

(3) 中途退学を防ぐ

- ・ 令和 5 年度老人保健健康増進等事業「介護福祉士養成施設学生の途中退学の防止等に関する調査研究事業」報告書（日本介護福祉士養成施設協会）¹²によると、養成施設が把握している学生の退学理由として、「知識や技能の習得が不足し、成績不良であったため」「医療・福祉分野以外の新たな分野へ進路変更したため」等が挙げられている。
- ・ また、これまでに退学を考えたことのある学生からは、「他の学生との人間関係がうまくいかなかったため」「実習で必要となる知識・技術・姿勢等の習得がうまくできなかったため」「実習先において人間関係（対職員）がうまくいかなかったため」等が挙げられている。

<今後必要とされる取組（例）：中途退学を防ぐ>

取組の主体	必要とされる取組（例）
養成施設	✓ 学校生活における支援（相談体制の強化など） ✓ 実習先との連携による途中離脱防止 ✓ 留学生のニーズをふまえた教育プログラムの設計

① 入学前からの切れ目のない支援

- ・ 学生の中には、他者とのコミュニケーションに不安を抱えていたり、発達障害や精神疾患等を背景に、支援を必要とする学生もいるため、教員の学生対応スキル向上に取り組むほか、他部署も含めて学生に関わる職員間で課題を共有し、同じ支援方針で学生に関わっていく必要がある。
- ・ 例えば、入試の合格発表時や入学時点で気になる学生については、高校と連携して配慮事項を確認し、切れ目のない支援を行うことが考えられる。また、障害のある学生の支援を含む個別課題に応じた教育体制を強化していくことも求められる。

② 学校生活における支援（相談体制の強化など）

- ・ 同報告書によると、学生が勉強に集中できない理由として、「自分の仕事（アルバイト等）」「経済的な心配」「自分の体調や病気」「学校での人間関係（対クラスメイト）」等が挙げられている。また、学生が退学を強く意識した時期として「春学期中」と「実習中」が挙げられている。「春学期」は新しい環境に適応するためストレスが大きくなる時期と考えられる。
- ・ 学校生活に関する支援については、個別面談体制の構築、相談体制の構築（カウンセリング等）、修学状況や体調など学生の状況に関する教職員全体での情報共有などが考えられる。早い段階で学生の変化に気づき、サポートできる体制を構築するための方策に

¹² 令和 5 年度老人保健健康増進等事業「介護福祉士養成施設学生の途中退学の防止等に関する調査研究事業」報告書（公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会）

(https://kaiyokyo.net/pdf/01_r5_taigakuboushi_houkokusyo_02.pdf)

について検討が必要である。例えば、教員によるチューター制を取り入れている養成施設であっても、担当する教員によって学生との相性や対応状況に差が生じることが指摘されており、一定の相談体制の質を確保するために何が必要か議論していく必要がある。

③ 実習先との連携による途中離脱防止

- ・ 実習先では、養成施設で学んだことと現実のギャップ、学んだ介護を実践する難しさ、実習先での人間関係などに学生が悩む可能性が考えられる。
- ・ 例えば、ある養成施設では、介護実習において、指導者に同行することを基本とするシャドーイングを取り入れ、学生が戸惑うことなく実習を始められるようにした。また、実習指導者自身が介護の魅力を考え、理論的に説明しながら行うなど、実習の充実に取り組んだ。その結果、学生の介護福祉士の志望度が上昇しているという報告もある。実習を充実するためのポイントや養成施設と実習との連携の在り方を整理する上で、こうした取組が参考になる。

④ 留学生のニーズをふまえた教育プログラムの設計

- ・ 同報告書によると、日本人学生と留学生では、キャリアに対する意欲に違いが見られる。日本人学生の約半数は「介護福祉士として働きたいが、具体的にどうなりたいかは分からない」と回答しているのに対し、留学生の約半数が「介護施設・事業所等の経営者や管理者、リーダーなどになりたい」と回答している。こうした留学生の高いモチベーションやニーズに応えるため、現在の教育プログラムにはどのような課題があるかなどについて検討が必要である。

(4) 就職までの支援、就職後の定着支援をする

- ・ 就職の時点で、学生がどのような施設・事業所に就職するかということが、その後の職場への定着の観点からも重要である。学生が将来のキャリアを考えて就職先の選択ができるようにするための支援、より多くの卒業生に介護分野に就職してもらうための方策が必要である。
- ・ また、卒業生の職場への定着促進のためには、就職先だけでなく、出身校からの卒業後のフォローが重要である。養成施設と卒業生の職場である介護事業者が連携して対応することにより就業における心理面へのフォローのほか、スキルアップ等リカレント教育の機会にもつなげていくことが期待できる。

＜今後必要とされる取組（例）：就職までの支援、就職後の定着支援をする＞

取組の主体	必要とされる取組（例）	
養成施設 関係機関・団体	就職までの支援	✓ 養成施設と地域の社会福祉法人等との連携
養成施設	就職後の定着支援	✓ 卒業生との継続的な関係づくり

① 就職までの支援

a) 養成施設と地域の社会福祉法人等との連携

- ・ 養成施設と地域の社会福祉法人等が連携して、奨学金も支給しながら、当該法人等への就職を支援する取組が実施されている地域もある。身近な地域で介護人材の養成を行うという養成施設の役割の重要性に鑑みれば、これまで以上に地域の社会福祉法人等が積極的に関与し、連携強化を進めるべきである。また、そのような取組を促進するための環境整備等も必要である。

（参考：学福連携プロジェクト）

- ・ 地域の社会福祉法人が、地域貢献事業として奨学金を設立し、将来地域で中核的役割を担う介護福祉士（国家資格）の育成を地域の養成施設と共に取り組む。
- ・ 学生は2年間、B介護福祉士養成施設で勉強し、介護福祉士を目指す。卒業後は施設に就職して将来は地域で中核的役割を担う人材を目指す。
- ・ 就学期間中は学生が選択した法人から奨学金が支給される。埼玉県の奨学金制度を利用すれば授業料実質0（ゼロ）負担で進学できる。
- ・ 就職については、入学時に奨学金を支給された法人だけでなく、一定の要件のもと、就職時にプロジェクト参加法人から就職する法人を選択することが可能である。

② 就職後の定着支援

a) 卒業生との継続的な関係づくり

- ・ 定着支援等の観点から、就職後に卒業生の職場を訪問する取組を進める養成施設もあり、その中では、学生が抱えている課題を把握し、職場との認識のずれを調整などが行われている。学生と職場の間に立って調整するような取組が定着支援において有効であると考えられる。

(5) 国家試験不合格者等を卒業後もフォロー・支援する

- ・ 学生が国家試験に合格できない、あるいは本来受験すべき年に受験できない原因には、学力のみならず、心身の不調など様々な要因が考えられ、卒業後も引き続きフォロー・支援が求められている。
- ・ これら国家試験不合格者等への卒業後のフォロー・支援については、現在体系的に実施されているわけではないが、学生のきめ細かな支援の観点、また、養成施設が特色ある教育を実施するといった観点からも重要な取組である。

<今後必要とされる取組（例）：国家試験不合格者等を卒業後もフォロー・支援する>

取組の主体	必要とされる取組（例）
養成施設	✓ 国家試験不合格者等の情報把握 ✓ 国家試験不合格者等に対する資格取得支援 ✓ 出身校から職場への働きかけや情報提供等

① 国家試験不合格者等の情報把握

- ・ 各養成施設の介護福祉士国家試験合格率の平均をみると、新卒者の合格率が概ね 80% 以上であるのに比べて、既卒では（第 35 回を除き）30%程度と低い合格率となっている。（参考資料：スライド 2-2-3 参照）
- ・ 既卒者（養成課程を修了し、卒業時に国家試験が不合格であった者）の国家試験合格に向けては、出身校である養成施設からの支援が求められているが、そのためには、まず養成施設が既卒者のその後の受験状況や合否について把握する必要がある。もし把握していない場合は、既卒者本人や就職先へのアプローチ及び情報把握から取り組むことが重要である。

② 国家試験不合格者等に対する資格取得支援

- ・ 養成施設の卒業生は近隣の事業所に就職することが多いため、地域の介護事業所と連携できていれば、既卒者の連絡先や状況は概ね把握できるとの意見もみられるが、卒業後の国家資格取得支援については養成施設によって取組に差があるのが現状である。
- ・ 既卒者に対する出身校（養成施設）からの支援には、国家試験対策情報の積極的な提供、養成施設で行う国家試験対策講座や模擬試験への受入、受験に関する質問・相談対応等が考えられるが、一部には、各養成施設、あるいは養成施設の教員個人の考えにより支援が行われている例もある。
- ・ 例えば、在校生向けの国家試験対策の一部を既卒者も利用できるようにしている養成施設がある。また、不合格となった受験及び合格発表の直後から、就職先訪問、同窓会、国家試験の手続き期間、模擬試験や対策講座の案内等、節目となる場面を捉え、次回の合格に向けたフォローアップを行う養成施設もある。
- ・ これらの取組を参考にしつつ、養成校と自治体、関係機関・団体が連携しながら、今後

はより体系的・組織的な支援につなげていく必要がある。既卒者の国家試験合格に向けては、職場の支援も重要であるが、同様に養成施設から職場への働きかけや情報提供等も重要である。同一都道府県内など近隣の養成施設同士で協力して実施することも考えられる。

- ・ また、厚生労働省では、介護福祉士国家試験のパート合格の導入について検討が行われ¹³、令和6（2024）年9月24日に報告書が発表された。パート合格が導入された場合、特に外国人を中心に、卒業時に国家試験合格までには至らなかったものの、パート合格する者が出てくると考えられる。このようなパート合格者に継続して国家試験を受験してもらうには、養成施設と職場がどのような支援をしていくことが考えられるか、一人ひとりの状況に応じた学習を後押しし、より受験しやすい仕組みとして導入されるパート合格をいかに活用し既卒者の合格に結び付けていくかについて検討し、各養成施設や介護事業者の取組を把握していく必要がある。

¹³ 厚生労働省「介護福祉士国家試験パート合格の導入に関する検討会」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_141326_00008.html)

(6) 地域と連携し、介護福祉士を育てる

取組の主体	必要な取組（例）
養成施設	✓ 地域の関係機関・団体との連携 ✓ 養成施設の学生・卒業生以外の介護人材への働きかけ ✓ 地域住民への発信・啓発活動の強化

① 地域の関係機関・団体との連携

- ・ 地域で活躍し、地域の福祉を支える介護福祉士を育てるためには、学生の頃から地域と関わる機会を増やすことが望ましい。例えば、フィールドワーク等の中で地域住民と関わり、地域の歴史や文化、そこに住まう人々の暮らしを理解することは、利用者が地域で生活していくことを支える「介護の仕事」について理解が深まり、今後、介護福祉士として働く上で役に立つ。
- ・ また、カリキュラムや実習を充実させる観点からも、養成施設と介護事業所の連携や情報共有が必要である。例えば、介護事業所の職員を外部講師として招き、養成施設の教員とは違う視点から授業をすることで、学生の理解やモチベーションの向上に役立っている取組がみられる。また、養成施設と実習先の連携により、初期の実習にシャドーイングを取り入れることによって、学生の理解度や満足度、介護福祉士の志望度が上昇した取組もみられる。
- ・ 卒業生の職場の定着支援や既卒者の介護福祉士国家資格取得支援についても、養成施設から職場への働きかけや両者の連携が求められる。養成施設によって卒業生、特に既卒者の介護福祉士国家資格取得支援の取組には差がみられ、必ずしも十分な支援が行われていない現状が指摘されているが、今後取組を推進していく必要がある。
- ・ 例えば、就職後に卒業生の職場を訪問している養成施設では、学生が抱えている課題を把握し、職場との認識のずれを調整している。養成施設が学生と職場の間の調整機能を果たすことが定着支援において有効ではないかと考えられる。

② 養成施設の学生・卒業生以外の介護人材への働きかけ

- ・ 養成施設は、多くの介護分野の専門知識及び介護福祉士を養成する知見をもつ人材を抱える、重要な地域資源である。そのため、養成施設の学生・卒業生にとどまらず、広く地域の介護人材の発掘や育成に貢献していくことが望ましい。外国人材については、外国人留学生だけでなく、地域におけるその他の在留資格の外国人介護人材のキャリア支援についても、養成施設が働きかけることが重要である。
- ・ 各都道府県介護福祉士会では、外国人向けの資格取得支援講座が開催され、その講師として多くの養成施設の教員が参加した。このように、養成施設あるいはその教員が、地域において活躍する機会の促進が求められている。
- ・ ただし、教員に過度な負担がかからないよう業務分担や負担軽減の方策についても合

わせて検討する必要がある。養成施設の地域貢献活動については、都道府県・市町村、関係機関と連携しながら取り組む必要がある。自治体の部署によっては職員が外国人人材に対する理解が十分でない場合もあり得るため、まずは情報や知識の共有等から取り組んでいくことも考えられる。

③ 地域住民への発信・啓発活動の強化

- ・ 養成施設には、地域貢献活動として、介護や高齢者に関する勉強会や研修を展開しているところもある。こうした活動は、介護の仕事の魅力発信のほか、地域住民の介護職に対する温かい眼差しやボランティア等を通じた地域住民の関わりを育むことにつながっており、長期的に見れば入学者確保に資する取組になる。
- ・ 養成施設の存在意義は、エッセンシャルワーカーを地域に送り出すだけでなく、個別的な支援が必要な学生も含めて若者を自立した職業人に育てているという点にもある。上記のような地域貢献活動等を通じて、養成施設が果たしている役割を発信していくことも重要である。

3. 今後の課題

(1) 生産性向上に関する教育

- ・ 介護に係る高い専門性を背景に、人が人でしかできない高品質なサービスを提供できるようにすることが介護福祉士教育の基本である。しかし、少子化等の影響で人材確保が困難な昨今、ICT や介護ロボットによる対応が可能なところは効率化を図り、介護職員が利用者のケアに専念できる環境を整備することが重要である。
- ・ 介護現場における ICT や介護ロボット等の活用が進む中で、養成施設自ら、あるいは、養成施設と介護事業所の連携により、学生が生産性向上について学ぶことができる環境づくりが求められている。特に、LIFE については学外の介護事業所との連携が必須となる。
- ・ ただ、受入側の介護事業所も生産性向上の取組状況には差がみられ、また、介護現場での ICT 等の活用について学生に教えられる人材も必ずしも多くないのが現状である。養成施設と介護現場両方の取組を並行して進め、養成施設の学生が実践的な学びが得られるようにすることが必要である。

(2) 国家試験不合格者等のフォロー・支援

- ・ 養成施設の学生に対する役割は卒業したら終わりではなく、卒後のフォローも必要である。特に、卒業見込みの段階で国家試験に合格できずに、あるいは本来受験すべき年に受験できずに就職した卒業生には、合格までのきめ細やかな支援が求められている。
- ・ しかしながら、現時点において、体系的な支援が各地で行われているとは言えず、本事業のヒアリング調査でも十分な数の事例を集めることができなかった。

- ・ このような中、最近になって、日本介護福祉士養成施設協会において、卒業生を対象とした国家試験対策講座等の取組の検討が始まった。また、卒業生が働きながら国家試験合格を目指すことの難しさが指摘される中で、一部の養成施設や教員による熱心な取組が行われている。
- ・ 今後はこうした事例に引き続き注目するとともに、既卒者をめぐる関係者（養成施設、職場、関係機関・団体、自治体）それぞれの支援の現状を把握し、よりよい支援のあり方について検討する必要がある。

(3) 取組の実践

- ・ ここまで、養成施設の現状と課題、今後必要となる取組について検討してきた。これらの取組について、各養成施設が、できるところから少しずつ実践することが望ましい。
- ・ また、地域の介護福祉士を育てるという重要な役割について、入学者確保を含めて養成施設だけで取り組むのは難しいため、介護事業者、関係機関・団体、自治体等の関係者と連携し役割分担をしながら取り組む必要がある。関係者には、積極的に養成施設を支え、養成施設の取組に併走する姿勢が求められる。

以上

参考資料

◆◇目 次◇◆

1. 厚生労働省提供資料

・ 介護福祉士の資格の概要.....	1-1
・ 介護福祉士の資格取得ルート.....	1-2
・ 介護福祉士養成施設の定員充足状況の推移.....	1-3
・ 介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援 「施策名：介護福祉士修学資金等貸付事業」.....	1-4
・ 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業.....	1-5
・ 介護福祉士養成課程の教育内容の見直し（概要）.....	1-6

2. 介護福祉士国家試験合格率等の経年分析

(0) 概要

(1) 介護福祉士養成施設における国家試験受験の現状

・ 介護福祉士養成施設の課程数.....	2-1-1
・ 介護福祉士国家試験の受験率.....	2-1-2
・ 入学者数に対する卒業生数・中退者数等の割合.....	2-1-3
・ 入学者数に対する介護福祉士国家試験受験者の割合.....	2-1-4

(2) 各養成施設における介護福祉士国家試験合格率の傾向

・ 各養成施設における介護福祉士国家試験合格率（平均）の推移.....	2-2-1
・ 介護福祉士国家試験合格率（平均）の推移.....	2-2-2
・ 各養成施設の合格率（記述統計量）.....	2-2-3
・ 国家試験合格率別 養成施設の分布.....	2-2-4
・ 国家試験合格率の変化.....	2-2-5

(3) 各養成施設における介護福祉士国家試験合格者数の傾向

・ 国家試験合格者数別 養成施設の分布.....	2-3-1
--------------------------	-------

(4) 学校種別で見た入学者の状況

・ 第34回～第36回試験受験者の入学時の入学者総数の状況.....	2-4-1
・ 第34回～第36回試験受験者の入学時の平均入学者数別 養成施設の分布.....	2-4-2

(5) 学校種別での各指標の差異

・ 学校種別での各指標の差異（概況）.....	2-5-1
-------------------------	-------

・ 学校種別ごとの卒業率の状況.....	2-5-2
・ 学校種別ごとの受験率の状況.....	2-5-3
・ 学校種別ごとの入学者あたり受験者割合の状況.....	2-5-4
・ 学校種別ごとの合格率の状況（新卒・既卒合計）	2-5-5

【参考】 分析に使用したデータについて

参考資料1 厚生労働省提供資料

介護福祉士の資格の概要

1 介護福祉士の定義

介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者
「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）第2条第2項

2 資格取得方法

4つのルートのいずれかにより資格を取得し、登録することが必要

- ① 介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を修得を経た後に、国家試験に合格する「養成施設ルート」
- ② 3年以上の介護等の業務に関する実務経験及び実務者研修等における必要な知識及び技能の修得を経た後に、国家試験に合格する「実務経験ルート」
- ③ 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する福祉系高校において必要な知識及び技能を修得した後に、国家試験に合格する「福祉系高校ルート」
- ④ EPA（経済連携協定）（インドネシア・フィリピン・ベトナム）による介護福祉士候補者が3年以上の介護等の業務に関する実務経験を経た後に、国家試験に合格する「EPAルート」

3 国家試験の概要

- 実施時期 ・年1回の筆記試験（例年1月下旬に実施）
- 試験科目 ・領域：人間と社会（人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション、社会の理解）
（筆記試験） ・領域：介護（介護の基本、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程）
・領域：こころとからだのしくみ（発達と老化の理解、認知症の理解、障害の理解、こころとからだのしくみ）
・領域：医療的ケア（医療的ケア）
・総合問題
- 第36回試験結果（令和5年度実施） 受験者数 74,595人、合格者数 61,747人（合格率82.8%）

4 資格者の登録状況

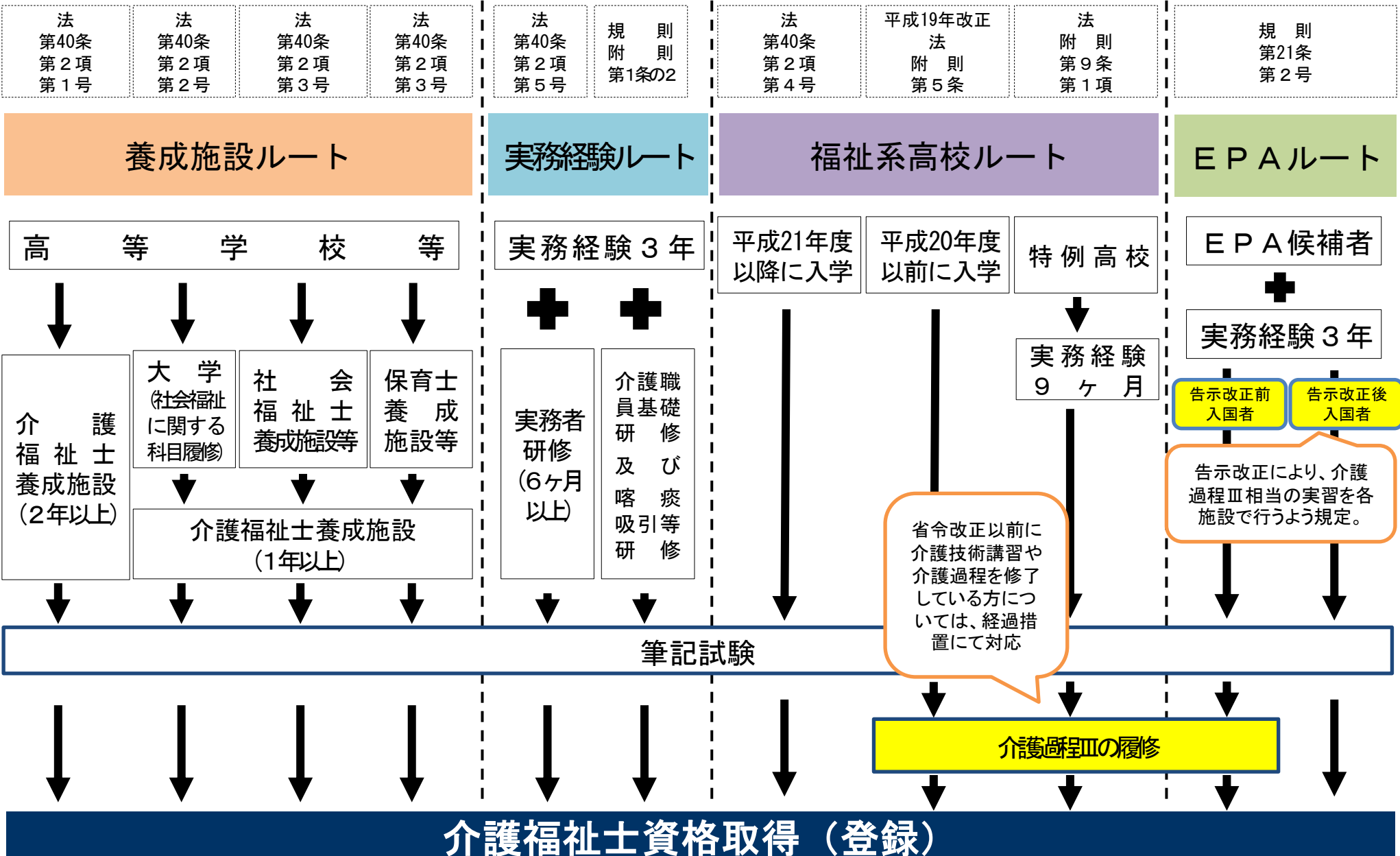
1,941,748人（令和6年3月末現在）

5 介護福祉士養成施設等の状況

○学校、養成施設数（令和6年4月1日時点）
介護福祉士養成施設 330校340課程
福祉系高等学校 111校112課程

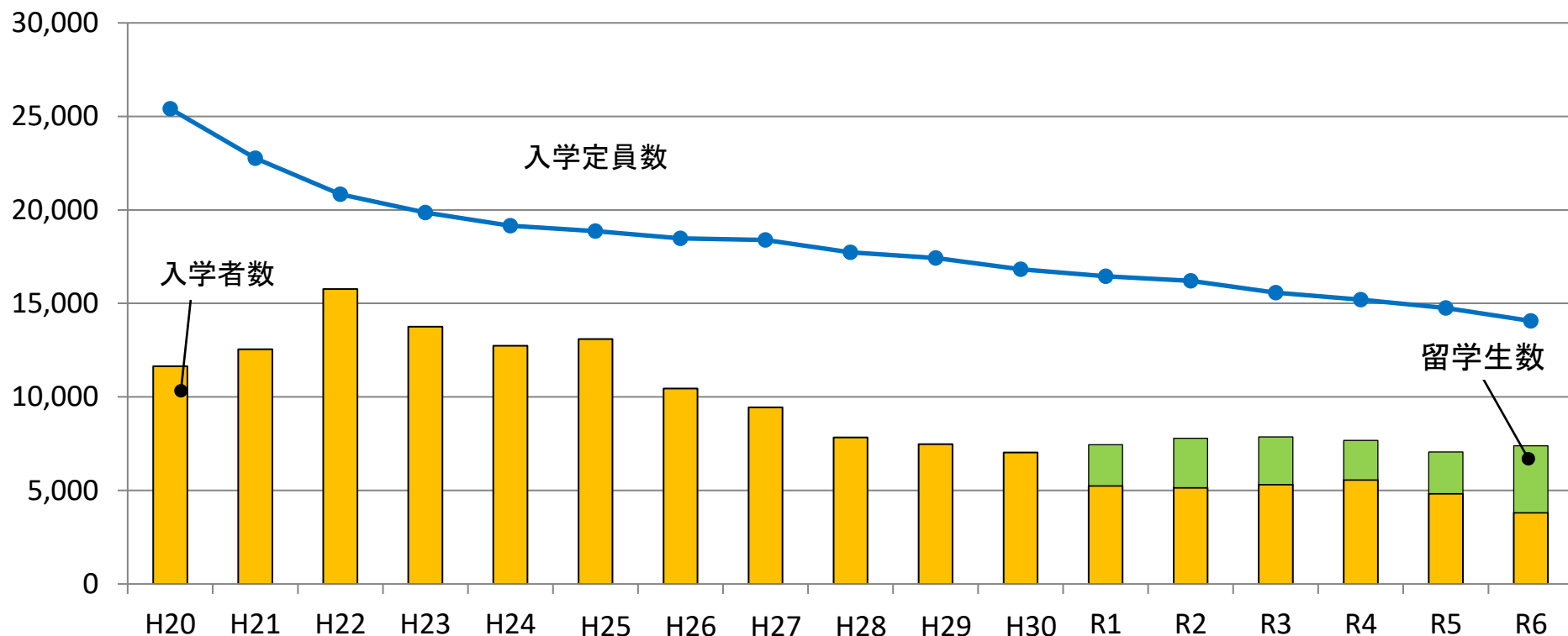
介護福祉士の資格取得ルート

「法」…社会福祉士及び介護福祉士法
「規則」…社会福祉士及び介護福祉士法施行規則



(※)平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。
ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられており、卒業後5年間は介護福祉士の資格を有することとし、当該5年間のうちに、国家試験に合格するか、介護現場に5年間従事するかのいずれかを満たすことにより、引き続き、介護福祉士としての資格を有することができる。

介護福祉士養成施設の定員充足状況の推移



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
養成施設数	434	422	396	383	377	378	378	379	380	382	375	373	375	363	356	345	328
定員【人】	25,407	22,761	20,842	19,858	19,157	18,861	18,485	18,398	17,730	17,425	16,831	16,450	16,210	15,569	15,203	14,758	14,069
入学者【人】	11,638	12,548	15,771	13,757	12,730	13,090	10,453	9,435	7,835	7,474	7,028	7,442	7,781	7,862	7,679	7,053	7,386
入学者のうち留学生【人】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,202	2,636	2,542	2,117	2,230	3,589
定員充足率【%】	45.8	55.1	75.7	69.3	66.5	69.4	56.5	51.3	44.2	42.9	41.8	45.2	48.0	50.4	50.5	47.8	52.5
留学生の割合【%】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	29.6	33.9	32.3	27.6	31.6	48.6

(各年4月1日現在) ※外国人留学生についてはR1年より集計開始

【〇介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援】

令和6年度補正予算額 41億円

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
(内線2845)

施策名:介護福祉士修学資金等貸付事業

① 施策の目的

介護人材については、要介護者等の急速な増加が見込まれる中、複雑化・多様化する介護ニーズに対応できる高い専門性を有する介護人材の確保・育成が重要。

貸付希望件数の増加等に伴い、介護福祉士修学資金等貸付金貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行い安定的な事業の継続を支援することで、介護人材の参入を更に促進する。

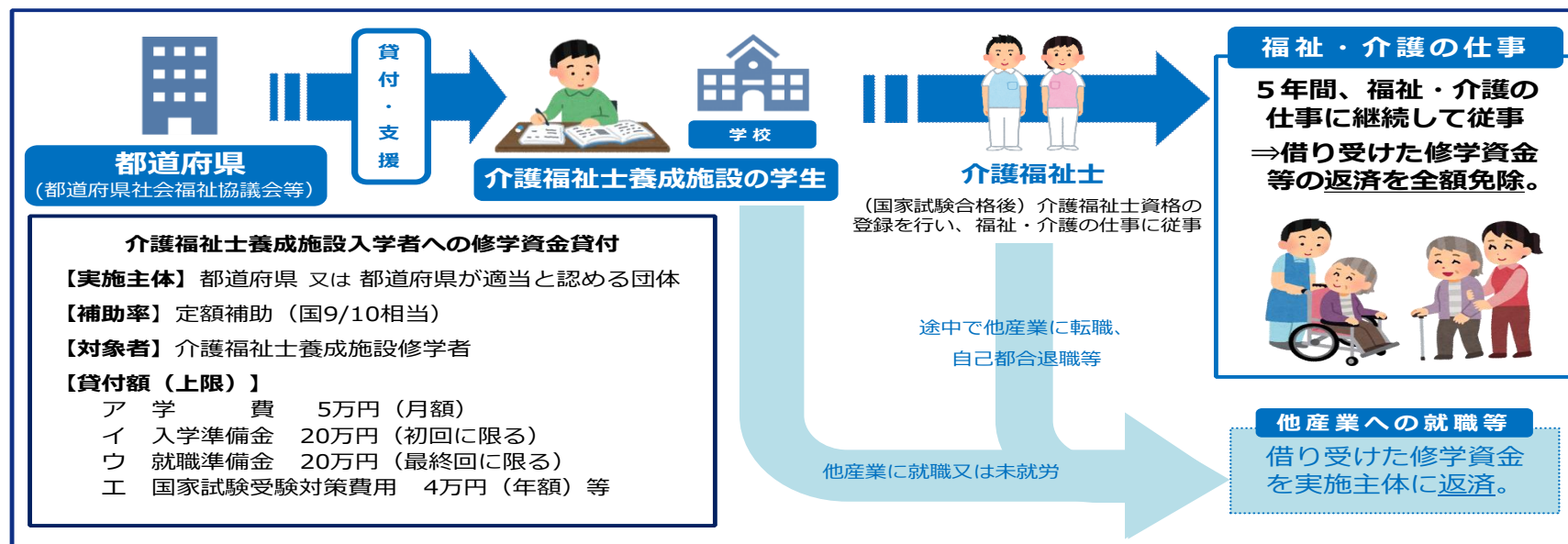
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

介護人材を着実に確保していくため介護福祉士修学資金等貸付事業により介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和6年度内に見込まれる修学資金貸付として必要な貸付原資を積み増し、安定的な事業継続を支援することで、更なる介護人材の確保を推進。

外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

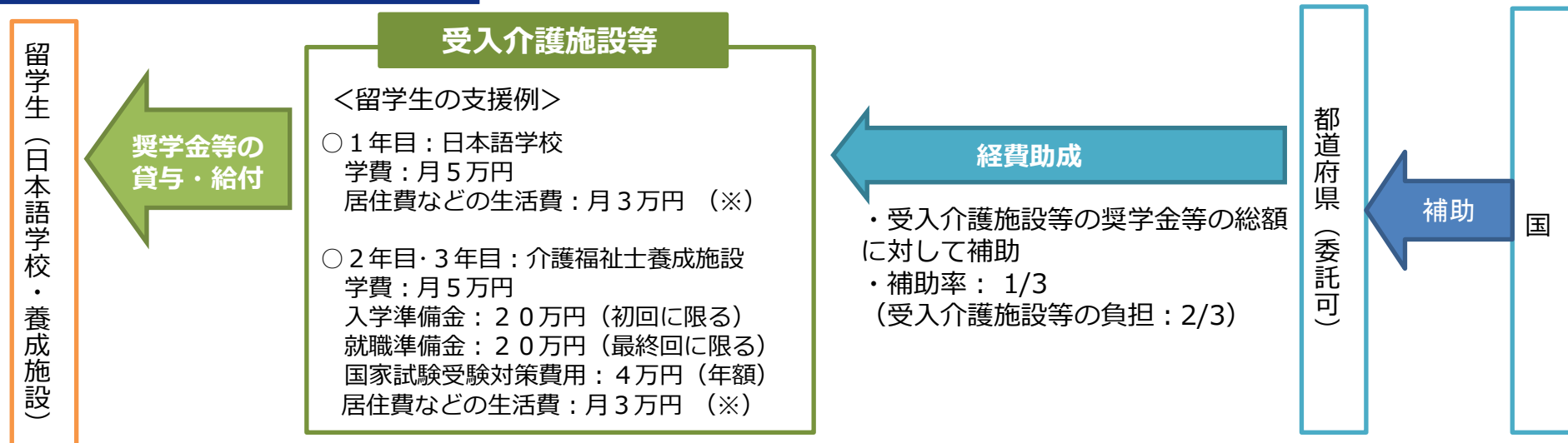
※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー（外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業）

令和7年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数

1 事業の目的・概要

- 介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の確保を図るため、留学生に対して、就労予定先の介護施設等（受入介護施設等）が介護福祉士養成施設等に係る奨学金の給付等を行う場合に、その費用の一部を助成する事業を実施。
- なお、居住費などの生活費について、受入介護施設等が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、補助基準額に加算できる。

2 事業のスキーム・実施主体等



※ 居住費などの生活費について、受入介護施設等が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り

- 1 月2万円まで加算。
- 2 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月5万円まで加算。

介護福祉士養成課程の教育内容の見直し（概要）

第13回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会（平成30年2月15日）資料 抜粋

見直しの背景

- 平成29年10月にとりまとめられた、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて（以下「報告書」という。）」を踏まえ、今後、求められる介護福祉士像に即した介護福祉士を養成する必要があることから、各分野の有識者、教育者及び実践者による「検討チーム」を設置。

（「報告書」の養成課程の教育内容の見直しに係る部分について、事務局要約）

介護福祉の専門職として、介護職のグループの中で中核的な役割を果たし、認知症高齢者や高齢単身世帯等の増加等に伴う介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応できる介護福祉士を養成する必要

- ・専門職としての役割を発揮していくためのリーダーシップやフォロワーシップについて学習内容を充実させる
- ・本人が望む生活を地域で支えることができるケアの実践力向上のために必要な学習内容を充実させる
- ・介護過程におけるアセスメント能力や実践力を向上させる
- ・本人の意思（思い）や地域との繋がりに着目した認知症ケアに対応した学習内容を充実させる
- ・多職種協働によるチームケアを実践するための能力を向上させる

見直しの観点

- 「報告書」を踏まえ、現行の介護福祉士の養成・教育の内容や方法を整理し、下記の観点から教育内容の見直しを行った。
 - ① チームマネジメント能力を養うための教育内容の拡充
 - ② 対象者の生活を地域で支えるための実践力の向上
 - ③ 介護過程の実践力の向上
 - ④ 認知症ケアの実践力の向上
 - ⑤ 介護と医療の連携を踏まえた実践力の向上

参考資料 2

介護福祉士国家試験合格率等の経年分析

三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社

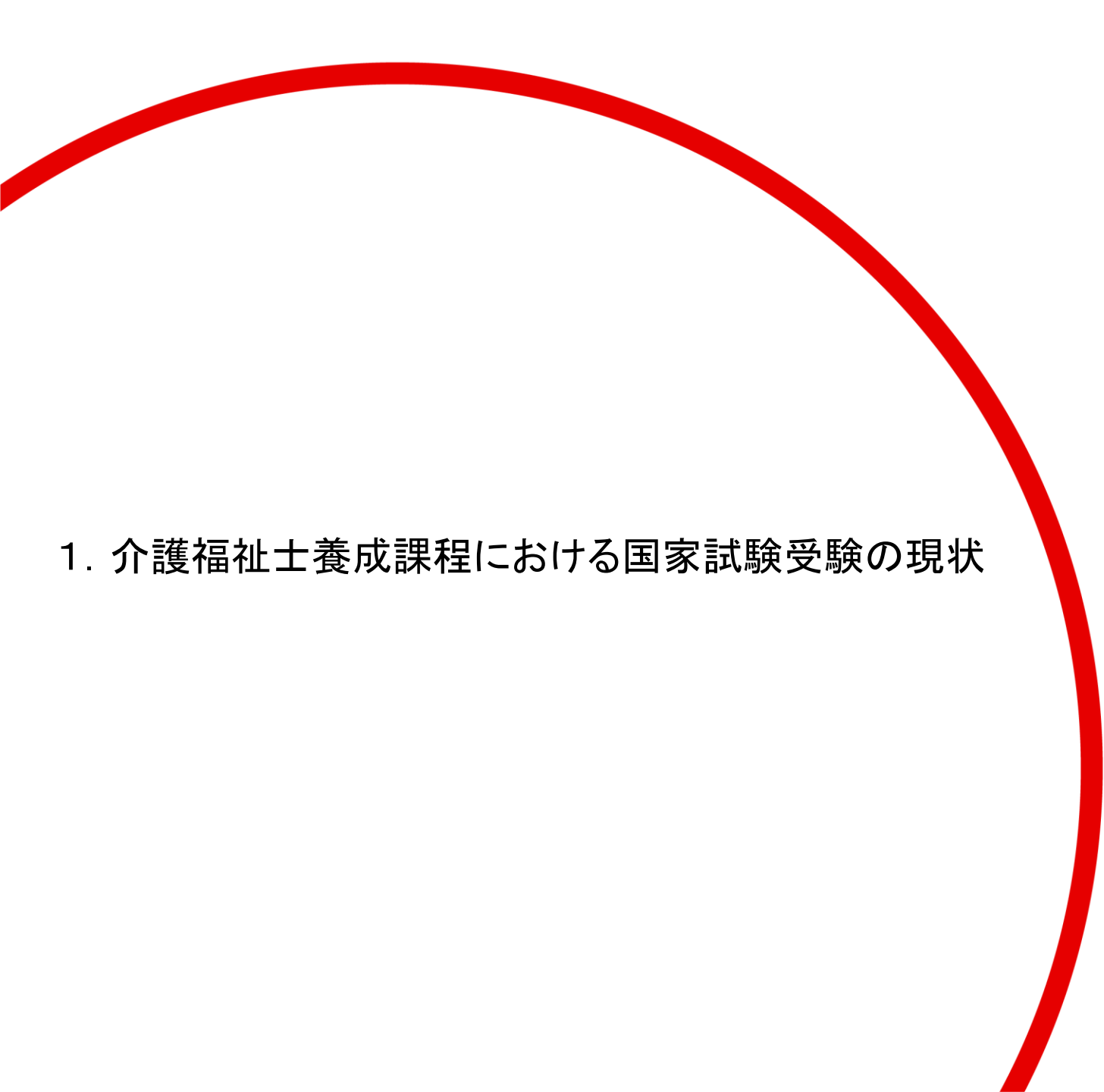
0. 概要

■ 本資料の概要

- 令和2(2020)年度以降、介護福祉士国家試験合格発表時には、参考資料として「介護福祉士国家試験養成施設等別合格率」が公表されており、以下のデータが掲載されている。
 - － 各介護福祉士養成施設**全体**の受験者数、合格者数、合格率(新卒・既卒それぞれについて、受験者10人以上、受験者10人未満に分けて掲載。以下同様。)
 - － 各介護福祉士養成施設の留学生を除いた受験者の受験者数、合格者数、合格率
 - － 各介護福祉士養成施設の留学生受験者の受験者数、合格者数、合格率
- 今回は第33回介護福祉士国家試験(令和2年度)から第36回介護福祉士国家試験(令和5年度)のデータを用いて、「養成課程コース」における入学から受験、合格に至るまでの現状について整理を行った。
- なお、整理にあたっては、受験者全体だけでなく、留学生を除いた受験者、留学生受験者の別に集計を実施した。

■ 本資料の構成

- 1～3章では「養成課程コース」**全体**について、合格率や合格者数を初めとする入学から受験、合格に至るまでの各指標の、**四年間にわたる推移**を整理した。加えて、合格率、合格者数の規模別に見た介護福祉士養成課程の分布や、合格率の変動状況を整理し、「養成課程コース」全体における介護福祉士国家試験受験の状況について把握することを試みた。
- 他方、学校種(専門学校／四年制大学／短期大学)によって、入学時の資格取得に対する姿勢、卒業までに要する年数、学校内での養成課程の位置づけなど、学生や課程を囲む状況は異なることが想定される。そこで、学校種別に入学から受験、合格に至るまでの各指標の状況を整理し、各学校種の特徴を概観した。加えて、「養成課程コース」全体に占める各学校種の量的なシェアを確認するため、学校種別の入学者総数を確認した。



1. 介護福祉士養成課程における国家試験受験の現状

1-1. 介護福祉士養成施設の課程数

- 介護福祉士国家試験の合格率が公表されている介護福祉士養成施設（以下「養成施設」という。）の課程数（受験者1人以上）は、第36回（令和5年度）では、全体で344課程となっている。
- 留学生を除いた受験者（日本人学生等）についてみると、1人以上の受験者がいる課程数は、第33回（令和2年度）で350課程、第36回（令和5年度）で319課程と減少傾向にある。
一方、1人以上の留学生受験者がいる課程数は、第33回（令和2年度）で167課程、第36回（令和5年度）で187課程と増加傾向がみられる。
- また、受験者がいない（0人）課程数についてみると、留学生を除いた受験者がいない課程数が第34回で16課程、第35回で22課程、第36回で25課程と増加傾向にある。全体で受験者が1人もいないのは、第35回で1課程のみだった。

<介護福祉士養成施設の課程数（介護福祉士国家試験 受験者1人以上）>

（単位：課程）

	第33回 (R2)	第34回 (R3)	第35回 (R4)	第36回 (R5)
全体で受験者が1人以上いる	356	358	358	344
留学生を除いた受験者が1人以上いる	350	342	337	319
留学生受験者が1人以上いる	167	185	188	187

<介護福祉士国家試験 受験者0人の課程数>

（単位：課程）

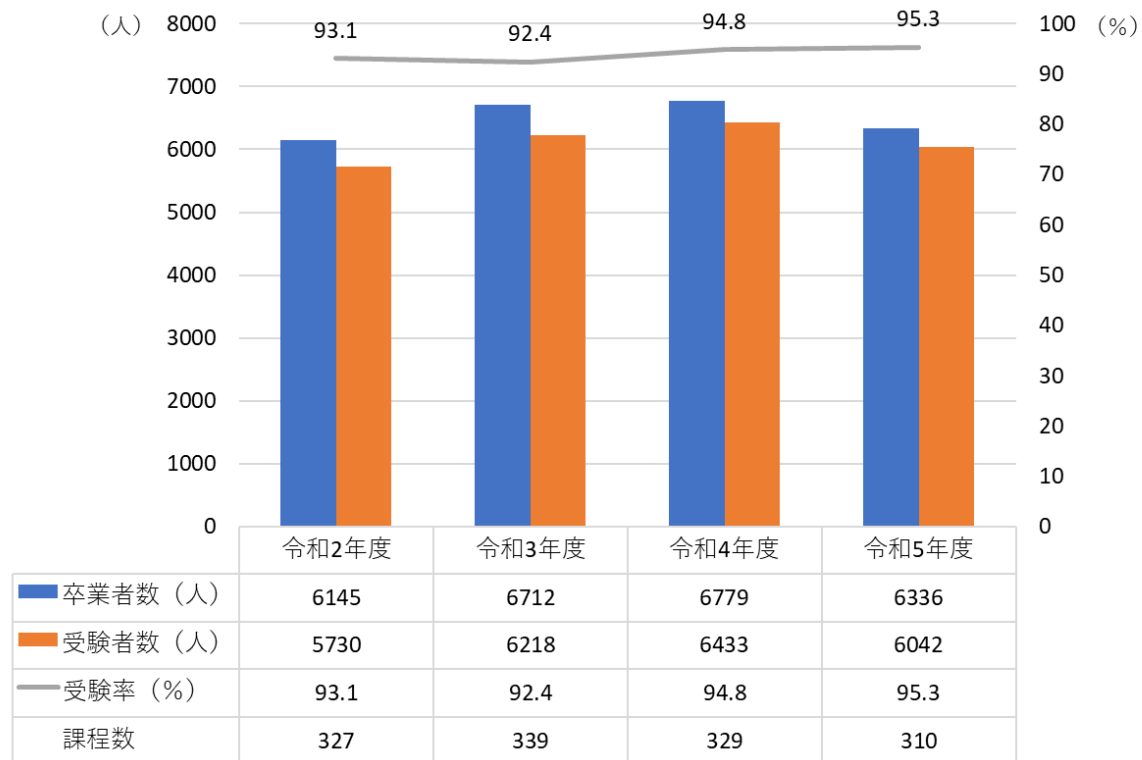
	第33回 (R2)	第34回 (R3)	第35回 (R4)	第36回 (R5)
全体で受験者が1人もいない	不明	0	1	0
留学生を除いた受験者がいない	不明	16	22	25
留学生受験者がいない	不明	173	171	157

（注）学校種別が高等学校である1校をカウントから除外している。続くスライドでも同様。

1-2. 介護福祉士国家試験の受験率

- 養成課程全体の卒業者数に対する、介護福祉士国家試験受験者数の割合(受験率)をみると、いずれの回においても90%を超えている。
- 卒業者のうち、一部ではあるが、介護福祉士国家試験を受験しない者もみられる。

<介護福祉士国家試験の受験率(全体)>

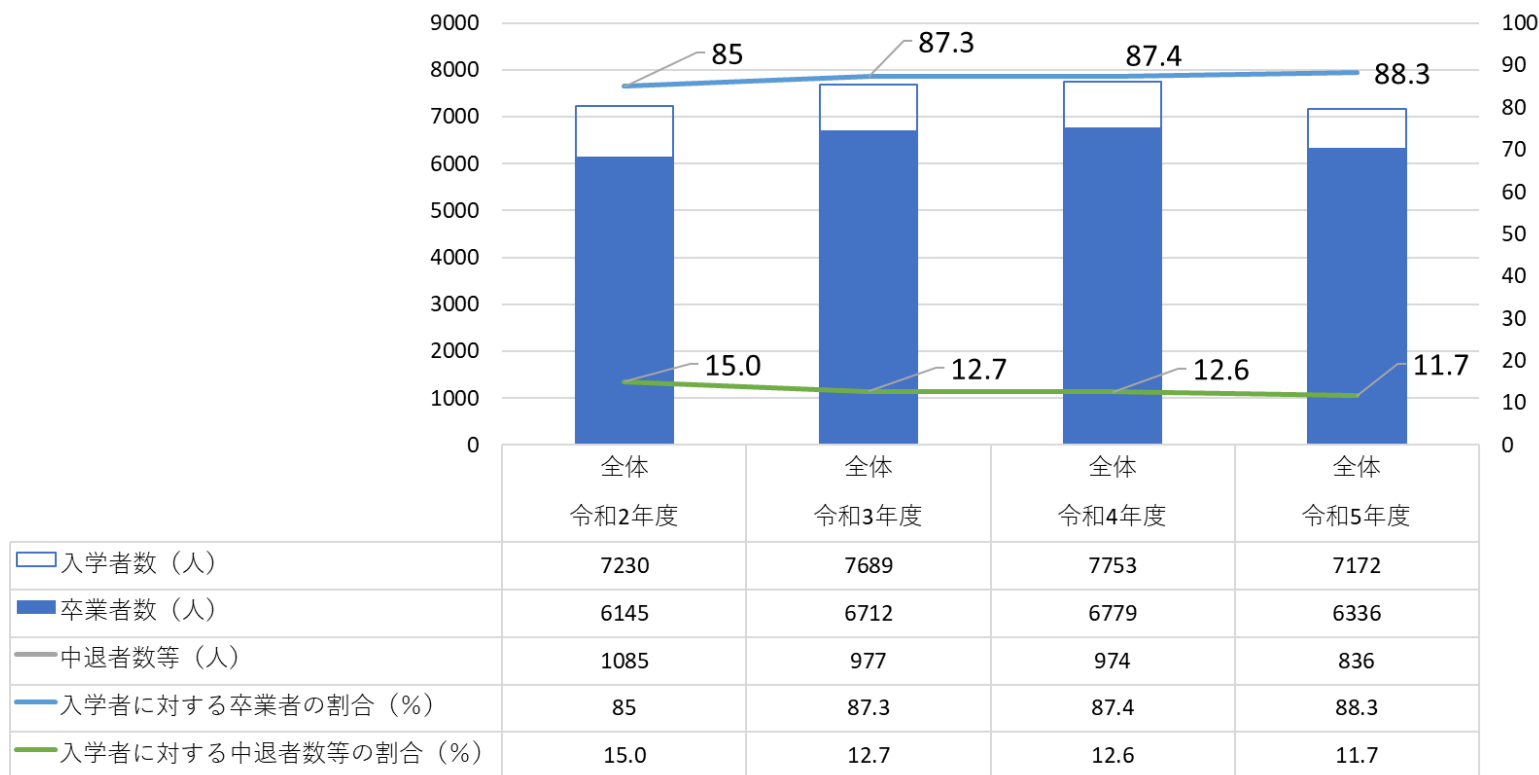


(注) 入学者が1名以上確認でき、かつ受験者数データに卒業者数と入学者数の紐づけが可能であった課程のみをカウント対象としている。

1-3. 入学者数に対する卒業者数・中退者数等の割合

- 養成施設全体の入学者数に対する卒業者数の割合をみると、令和2年度（第33回）で85%、令和3年度（第34回）で87.3%、令和4年度（第35回）で87.4%、令和5年度（第36回）で88.3%と微増している。
- 一方、入学者数に対する卒業者以外（中退者等）の割合は、令和2年度（第33回）で15.0%、令和3年度（第34回）で12.7%、令和4年度（第35回）で12.6%、令和5年度（第36回）で11.7%となっている。

<入学者数に対する卒業者数・中退者数等の割合（全体）>

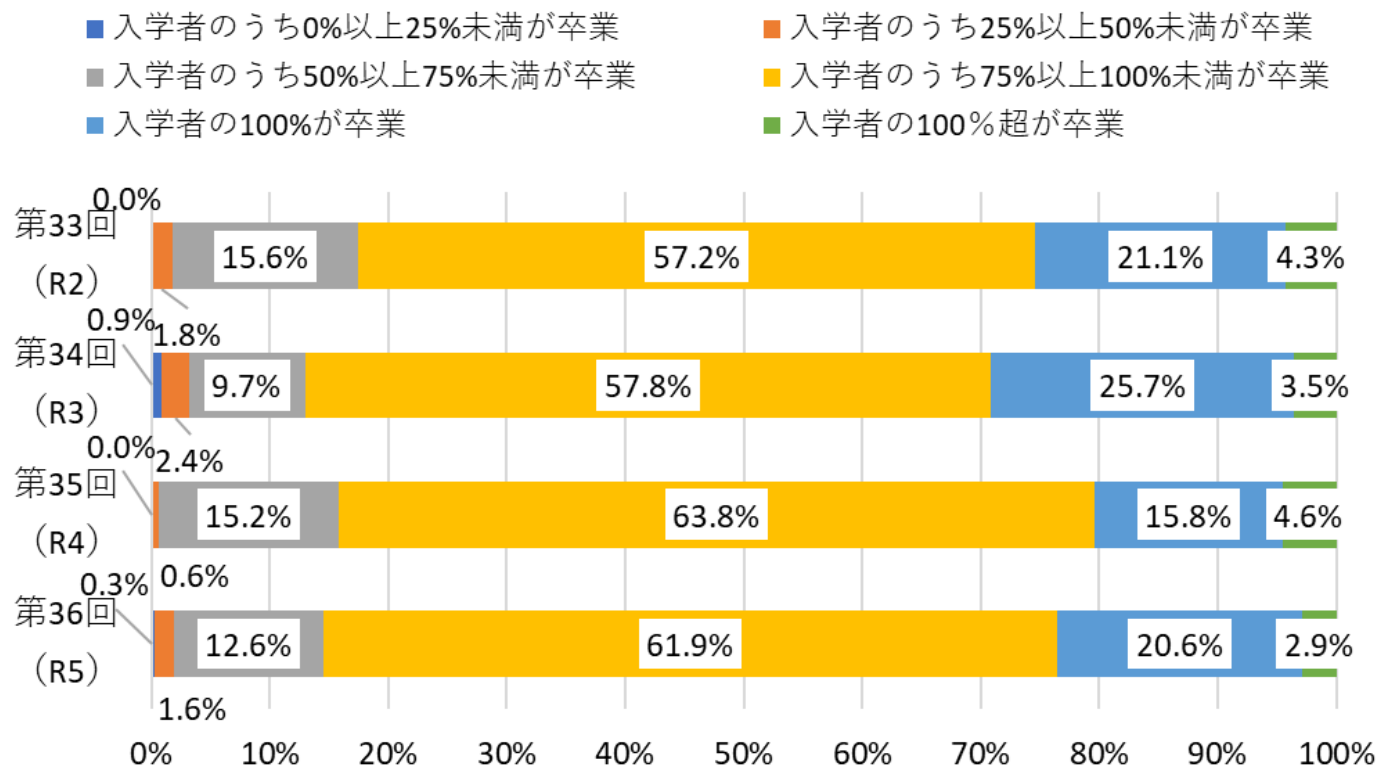


（注）入学者が1名以上確認でき、かつ受験者数データに卒業者数と入学者数の紐づけが可能であった課程のみをカウント対象としている。

1-3. 入学者数に対する卒業者数・中退者数等の割合

- 各養成課程についてみると、入学者全員が卒業する養成課程（入学者の100%が卒業）の割合は、令和2年度（第33回）で21.1%、令和3年度（第34回）で25.7%、令和4年度（第35回）で15.8%、令和5年度（第36回）で20.6%となっている。
- 一部には、入学者に対する卒業者数の割合が4分の3に満たない養成施設もみられる。

＜各養成課程における入学者数に対する卒業者数の割合（全体）＞

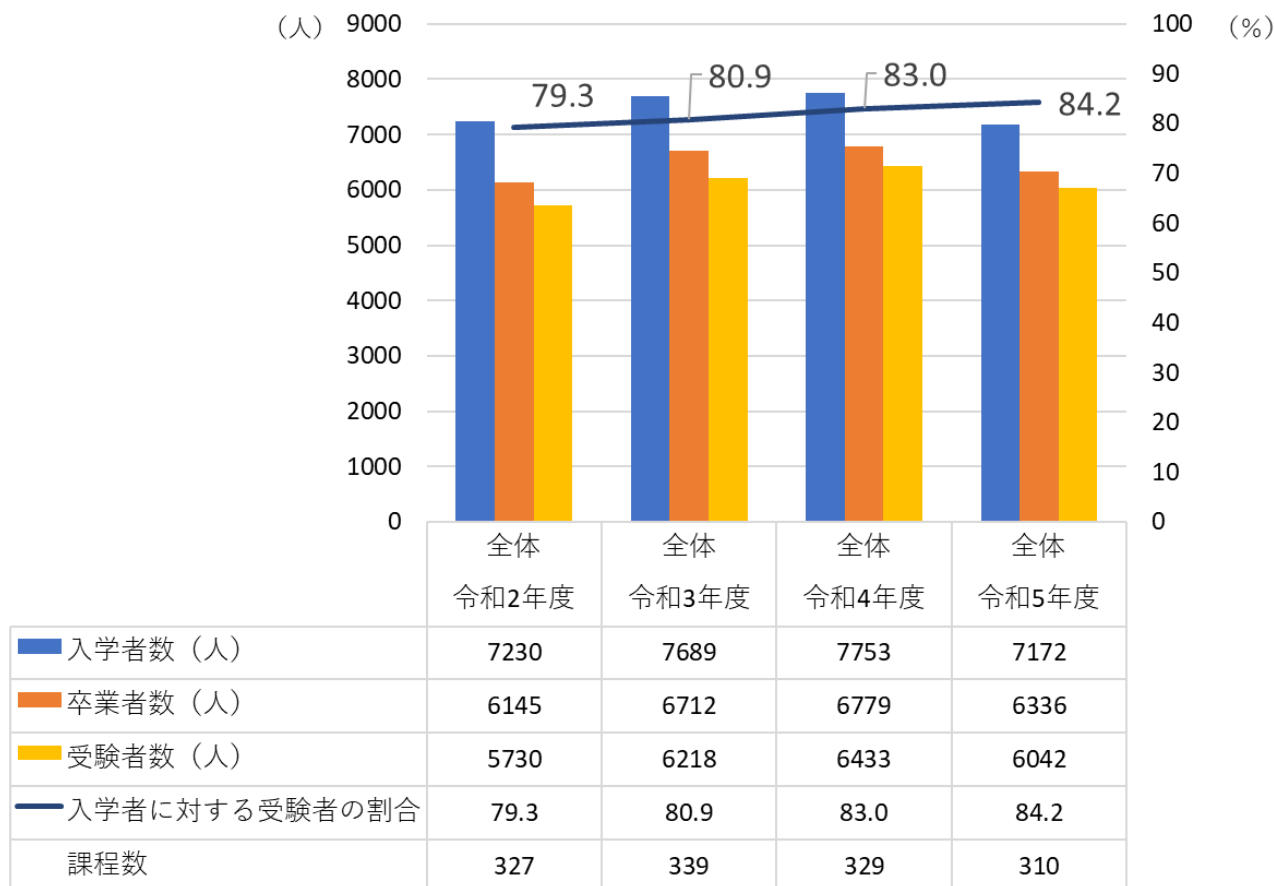


（注）入学者が1名以上確認でき、かつ受験者数データに卒業者数と入学者数の紐づけが可能であった課程のみをカウント対象としている。

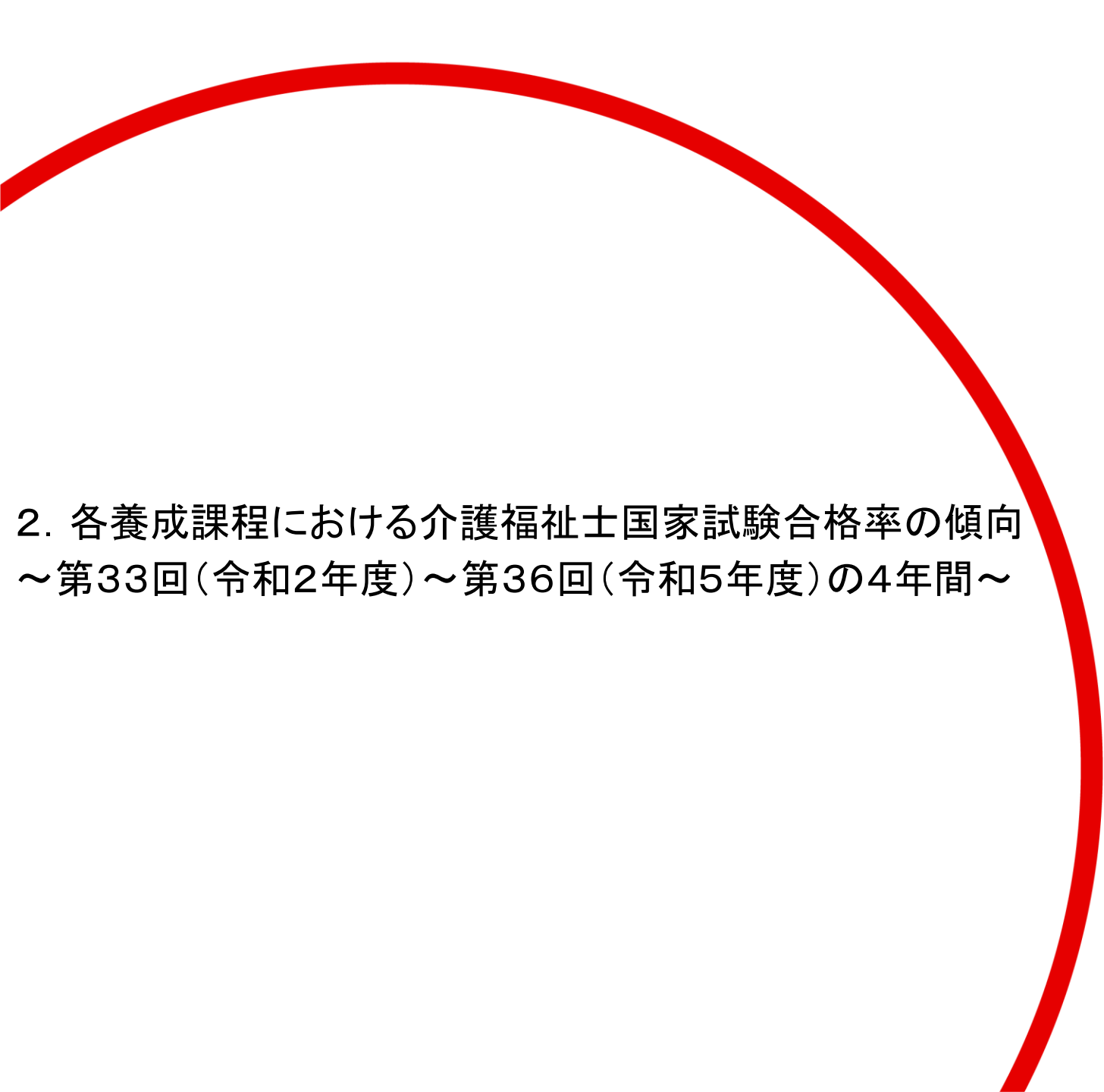
1-4. 入学者数に対する介護福祉士国家試験受験者の割合

- 養成課程全体の入学者数、卒業者数、介護福祉士国家試験の受験者数の関係を見ると、入学者のうち、卒業時に国家試験を受験するのは8割程度となっている。

＜入学者数に対する介護福祉士国家試験受験者の割合(全体)＞



(注) 入学者が1名以上確認でき、かつ受験者数データに卒業者数と入学者数の紐づけが可能であった課程のみをカウント対象としている。

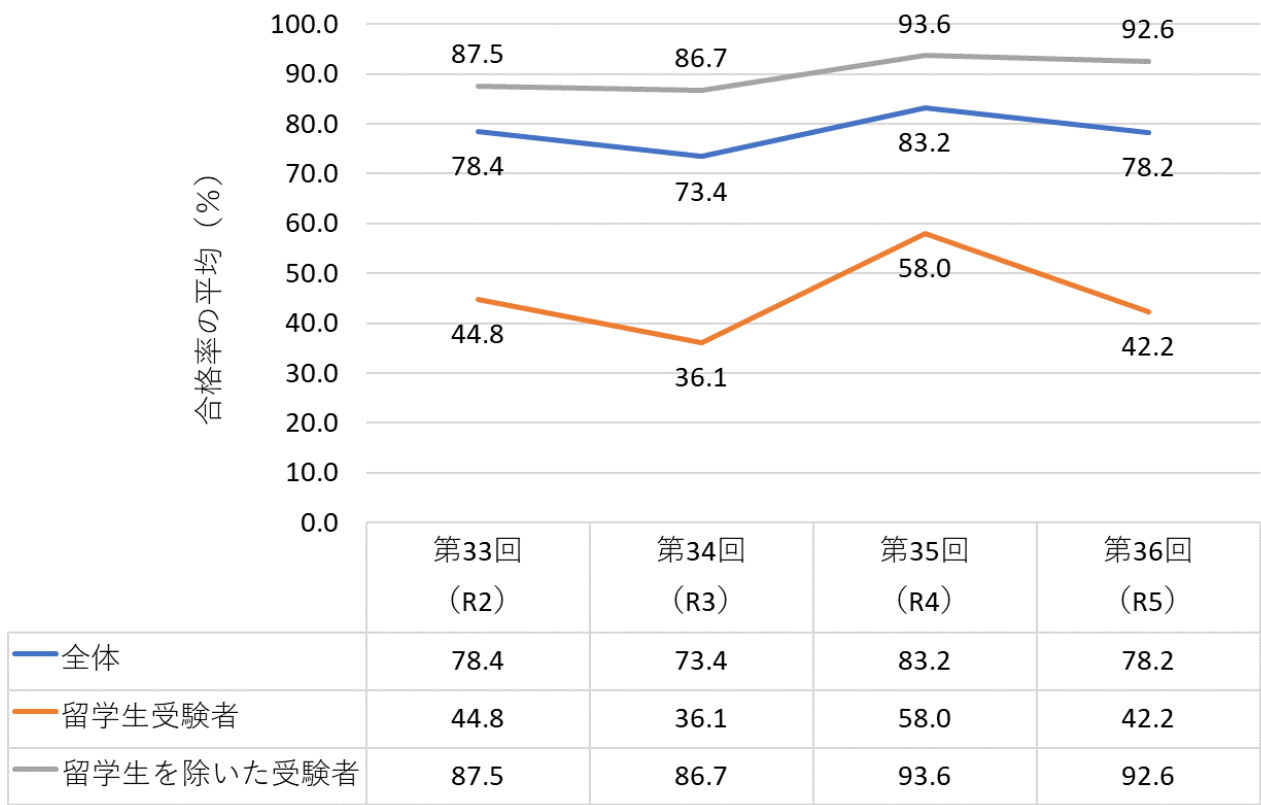


2. 各養成課程における介護福祉士国家試験合格率の傾向 ～第33回(令和2年度)～第36回(令和5年度)の4年間～

2-1. 各養成課程における介護福祉士国家試験合格率(平均)の推移

- 各養成課程の介護福祉士国家試験合格率を平均すると、全体では80%前後で推移している。
- 留学生を除いた受験者が90%前後で推移している一方で、留学生受験者は第35回を除き50%を下回っている。

＜各養成課程における介護福祉士国家試験合格率(平均)の推移＞

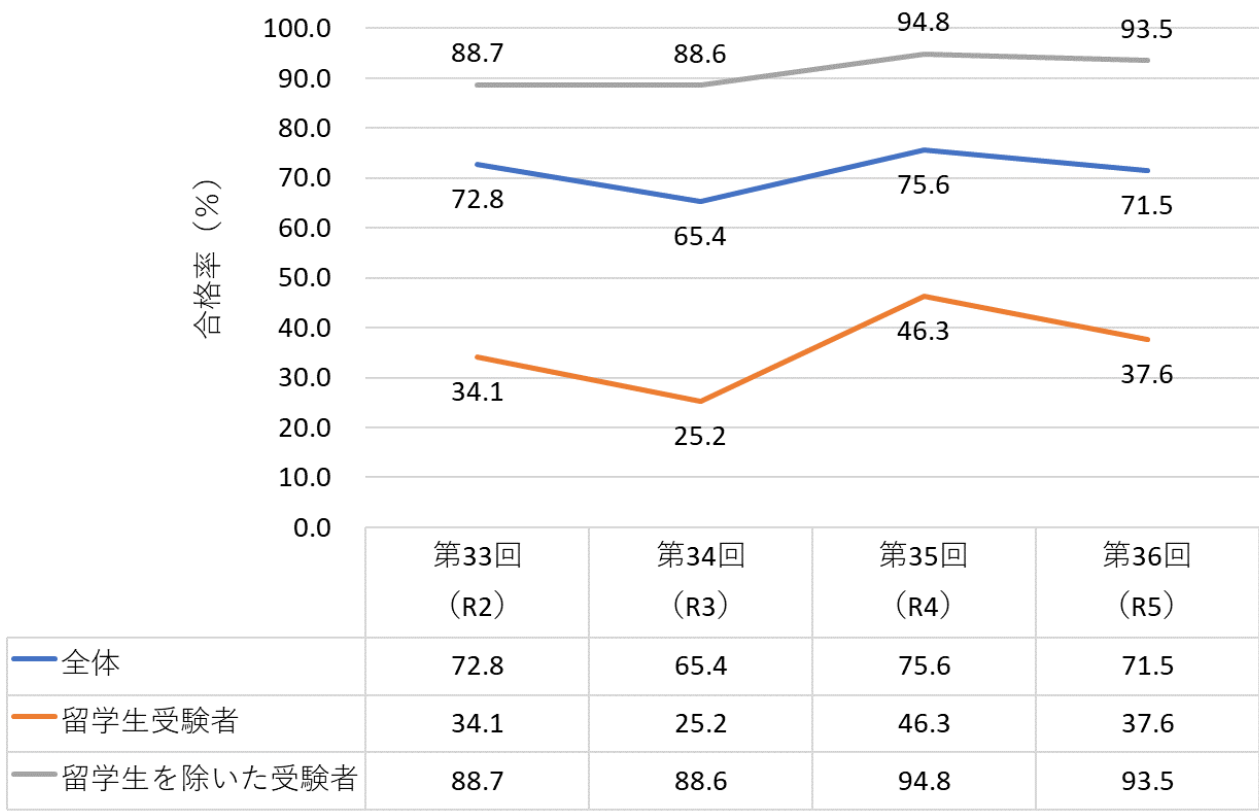


(注) 学校種別が高等学校である1校をカウントから除外したうえで、養成課程ごとの合格率を平均する形で算出した。

2-2. 介護福祉士国家試験合格率(平均)の推移

- 養成課程コースからの介護福祉士国家試験合格率の平均をみると、全体では70%前後で推移している。
- 留学生を除いた受験者が90%前後で推移している一方で、留学生受験者は直近四回の試験で50%を下回っている。

＜各養成課程における介護福祉士国家試験合格率(平均)の推移＞



(注) 学校種別が高等学校である1校をカウントから除外したうえで、養成課程コースの受験者合計で合格者合計を除する形で算出した。

2-3. 各養成課程の合格率(記述統計量)

- 各養成課程の全体での合格率の平均値は、新卒が概ね80%以上であるのに対し、既卒では第35回を除く各回とも30%程度と、低い合格率に留まっている。

<第33回(令和2年度)>

全体

	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値	N
総数	78.44	24.4	86.95	0	100	356
新卒	83.77	22.03	92.3	0	100	342
既卒	31.53	37.35	17.5	0	100	210

留学生を除いた受験者

	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値	N
総数	87.54	17.94	92.3	0	100	350
新卒	93.6	10.94	100	25	100	336
既卒	33.58	38.68	22.5	0	100	178

留学生受験者

	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値	N
総数	44.81	34.89	38.5	0	100	167
新卒	48.61	35.06	42.9	0	100	157
既卒	23.92	37.11	0	0	100	77

<第34回(令和3年度)>

全体

	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値	N
総数	73.39	28.54	81.8	0	100	358
新卒	79.43	25.72	88.9	0	100	341
既卒	27.51	35.53	10.1	0	100	220

留学生を除いた受験者

	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値	N
総数	86.7	20.12	93.15	0	100	342
新卒	92.84	12.97	100	0	100	325
既卒	38.65	41.04	30.95	0	100	180

留学生受験者

	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値	N
総数	36.13	33.1	27.3	0	100	185
新卒	40.67	35.27	33.3	0	100	178
既卒	10.11	22.79	0	0	100	112

(注1) 受験者がいない養成課程は集計対象に含めていない。(注2) Nは課程数を表している。

2-3. 各養成課程の合格率(記述統計量)

<第35回(令和4年度)>

全体

	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値	N
総数	83.16	23.49	94.05	0	100	358
新卒	86.94	21.26	100	7.1	100	334
既卒	59.71	36.14	66.7	0	100	235

留学生を除いた受験者

	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値	N
総数	93.64	15.29	100	0	100	337
新卒	97.44	7.39	100	0	100	316
既卒	69.18	38.34	100	0	100	174

留学生受験者

	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値	N
総数	58.03	32.22	55.6	0	100	188
新卒	61.79	34.62	66.7	0	100	167
既卒	48.12	35.22	50	0	100	139

<第36回(令和5年度)>

全体

	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値	N
総数	78.18	27.08	90	0	100	344
新卒	87.06	18.87	95.7	7.7	100	316
既卒	28.34	36.07	13.2	0	100	218

留学生を除いた受験者

	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値	N
総数	92.58	15.37	100	0	100	319
新卒	96.14	7.53	100	50	100	300
既卒	46.72	44.95	41.65	0	100	130

留学生受験者

	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値	N
総数	42.21	31.33	40	0	100	187
新卒	57.52	32.05	56.35	0	100	154
既卒	16.48	26.07	0	0	100	149

(注1) 受験者がいない養成課程は集計対象に含めていない。(注2) Nは課程数を表している。

2-3. 各養成課程の合格率(記述統計量)

<(参考)全期間>

全体

	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値	N
総数	78.29	26.15	88.55	0	100	1416
新卒	84.23	22.36	94.3	0	100	1333
既卒	37.24	38.68	25	0	100	883

留学生を除いた受験者

	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値	N
総数	90.04	17.58	97.35	0	100	1348
新卒	94.95	10.22	100	0	100	1277
既卒	46.89	42.81	50	0	100	662

留学生受験者

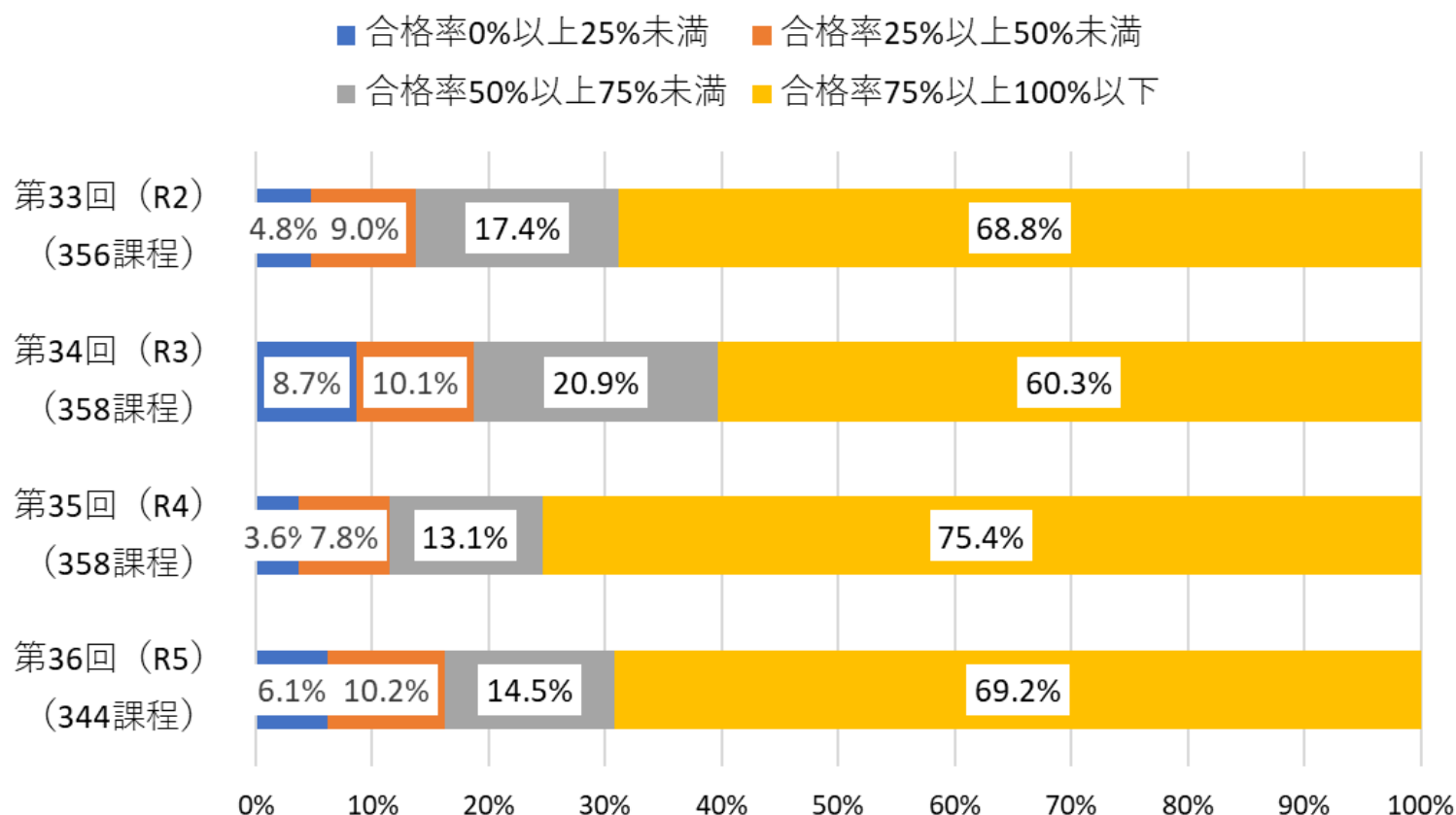
	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値	N
総数	45.35	33.78	40	0	100	727
新卒	51.9	35.24	50	0	100	656
既卒	25.41	33.81	5.6	0	100	477

(注)Nは課程数を表している。

2-4. 国家試験合格率別 養成課程の分布

- 介護福祉士国家試験の全体での合格率別に養成課程の分布をみると、いずれの回においても、合格率75%以上の養成課程が6～7割を占めている。一方、合格率が50%に満たない養成課程も1～2割みられる。

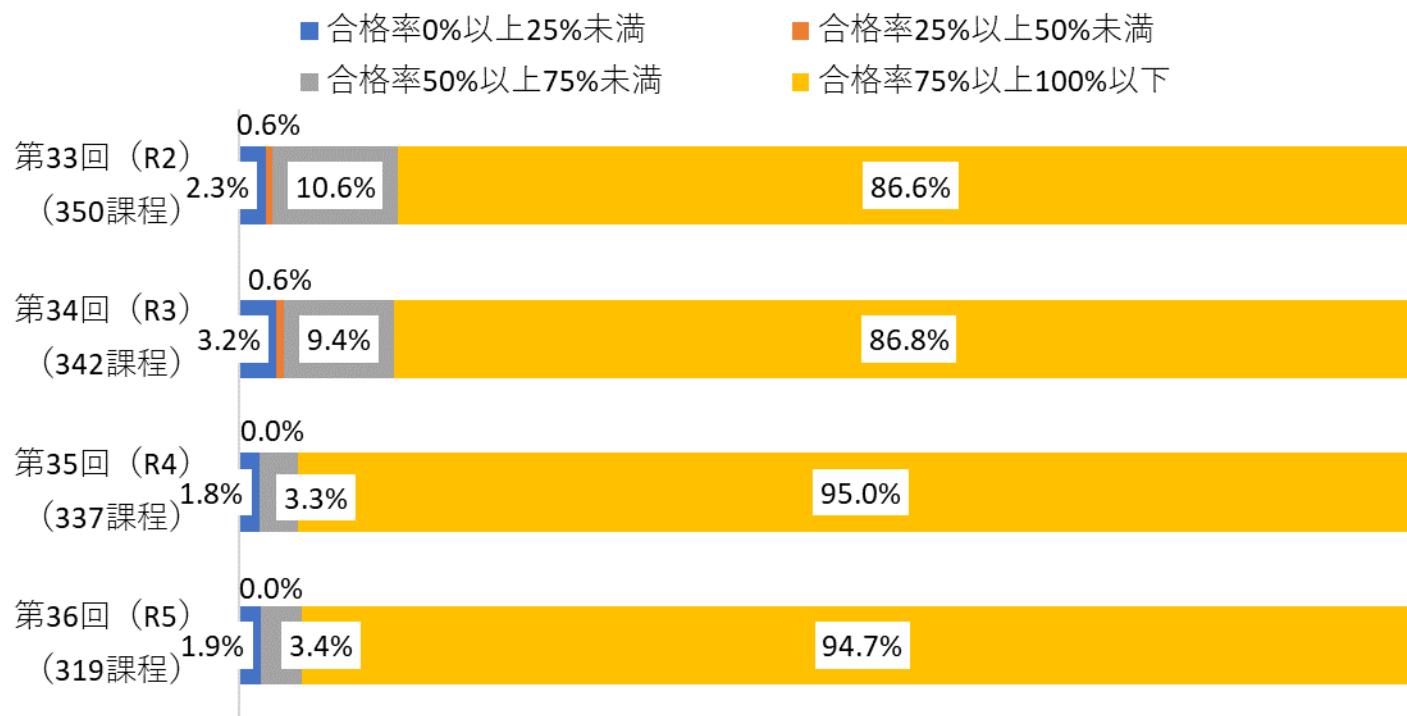
＜国家試験合格率別 養成課程の分布(全体)＞



2-4. 国家試験合格率別 養成課程の分布

- 介護福祉士国家試験の、留学生を除く受験者の合格率別に養成課程の分布をみると、合格率75%以上の養成課程が多数を占めている。

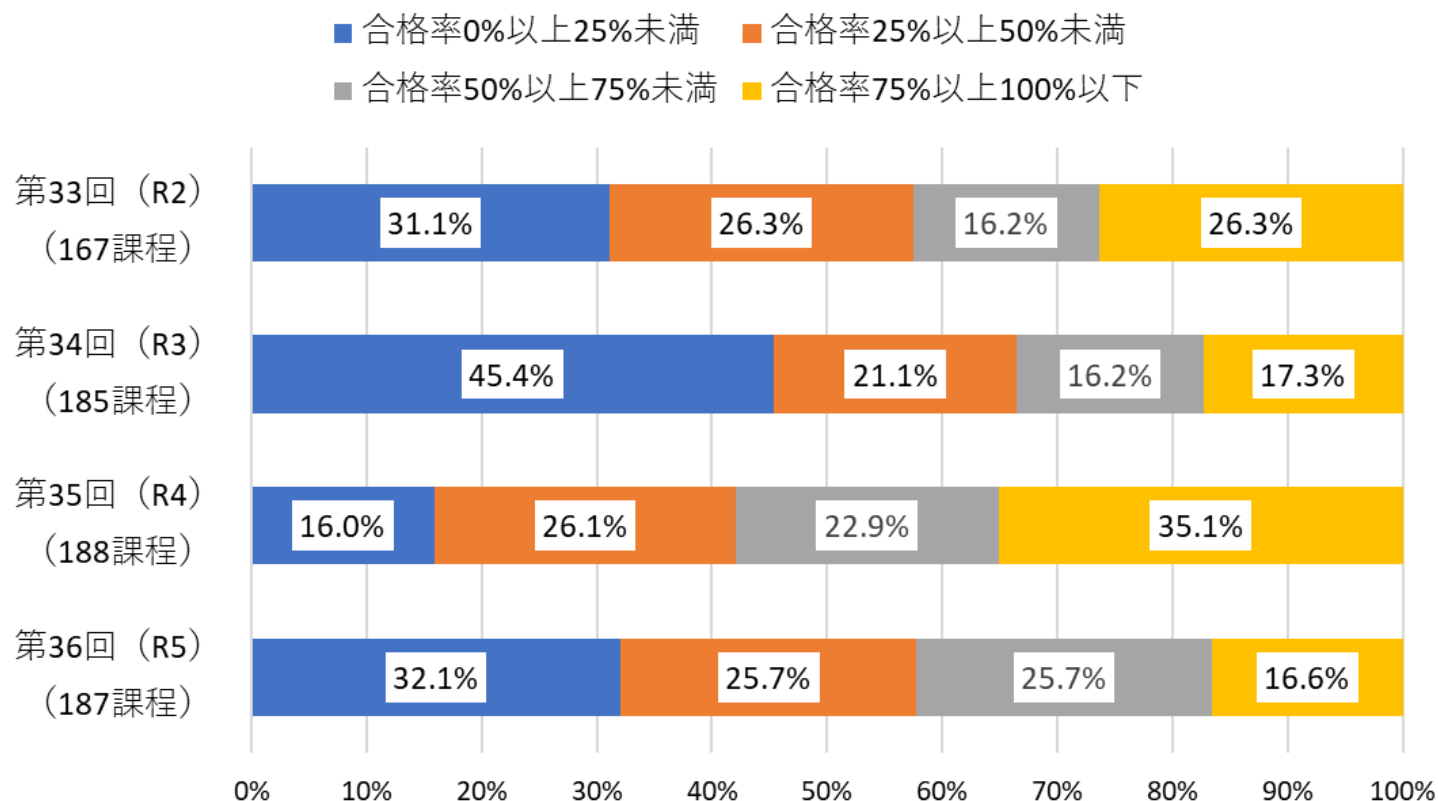
＜国家試験合格率別 養成課程の分布(留学生を除く受験者)＞



2-4. 国家試験合格率別 養成課程の分布

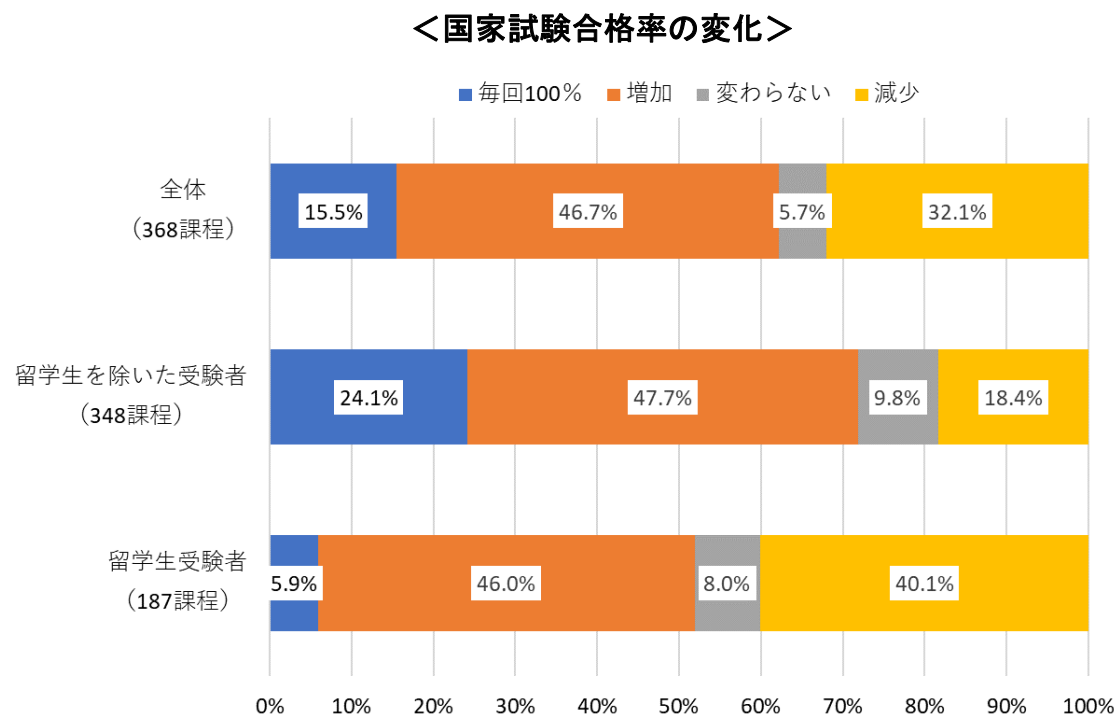
- 介護福祉士国家試験の、留学生受験者の合格率別に養成課程の分布をみると、第33回、34回、36回では、合格率が50%に満たない養成課程が半数を超えている。

＜国家試験合格率別 養成課程の分布(留学生受験者)＞



2-5. 国家試験合格率の変化

- 各養成課程について、第33回(令和2年度)から第36回(令和5年度)の合格率の変化を見たところ、受験者全体での合格率が増加している課程は46.7%だった。
- 留学生受験者の合格率は、増加している養成課程と減少している養成課程がそれぞれ4割程度となっている。



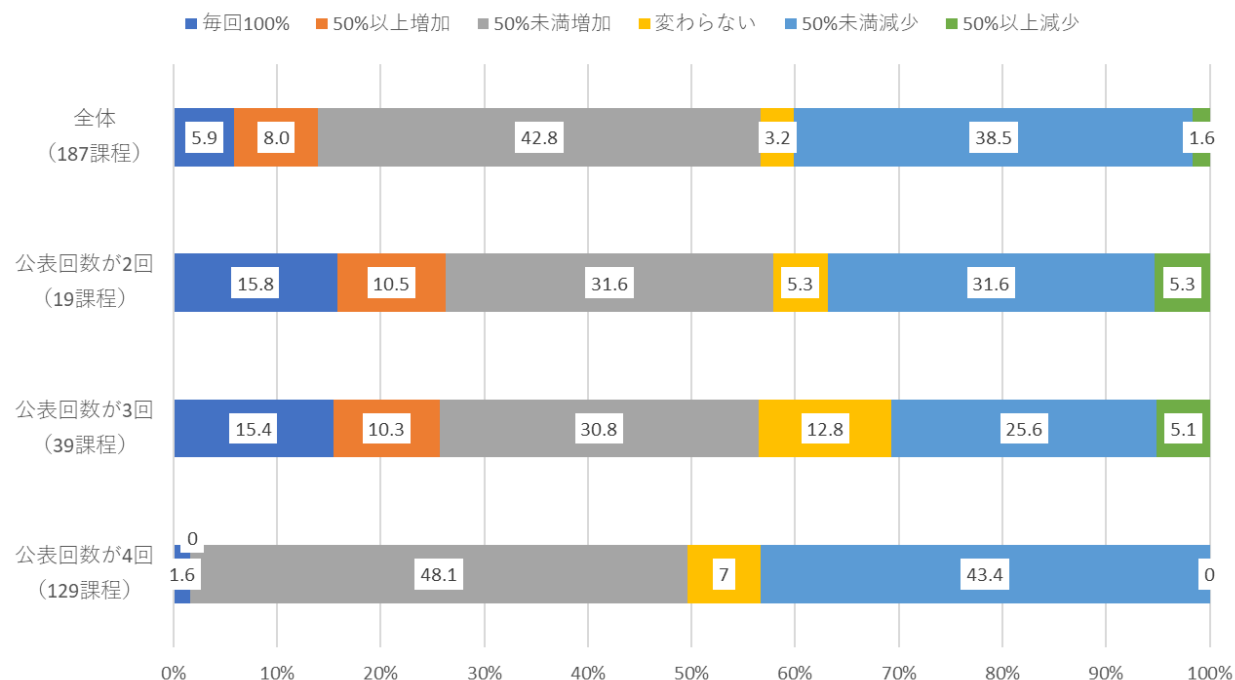
(注1) 各養成課程を、前回合格率との差の平均値を基に「毎回100%・増加・変わらない・減少」のいずれかに分類した。前回合格率の値がない場合は、平均を算出する対象に含めていない。

(注2) 「毎回100%」に分類されている養成課程の中には、第33回(令和2年度)から第36回(令和5年度)のうち、2回あるいは3回のみ登場した養成課程、4回とも100%を維持した養成課程があった。4回とも100%を維持した養成課程の数は、全体では40課程、留学生を除いた受験者では58課程、留学生受験者では2課程だった。

2-4. 国家試験合格率の変化

- 各養成課程について、受験者が1名以上出た回数別に留学生受験者の合格率の変化を見たところ、全体では合格率の増加幅が50%未満の養成課程が42.0%だった。
- 公表回数が2回・3回の養成課程では、合格率が増加あるいは100%を維持している養成課程は半数以上、公表回数が4回の課程についてもおよそ半数程度存在する。

＜受験者が1名以上出た回数別 国家試験合格率の変化(留学生受験者)＞



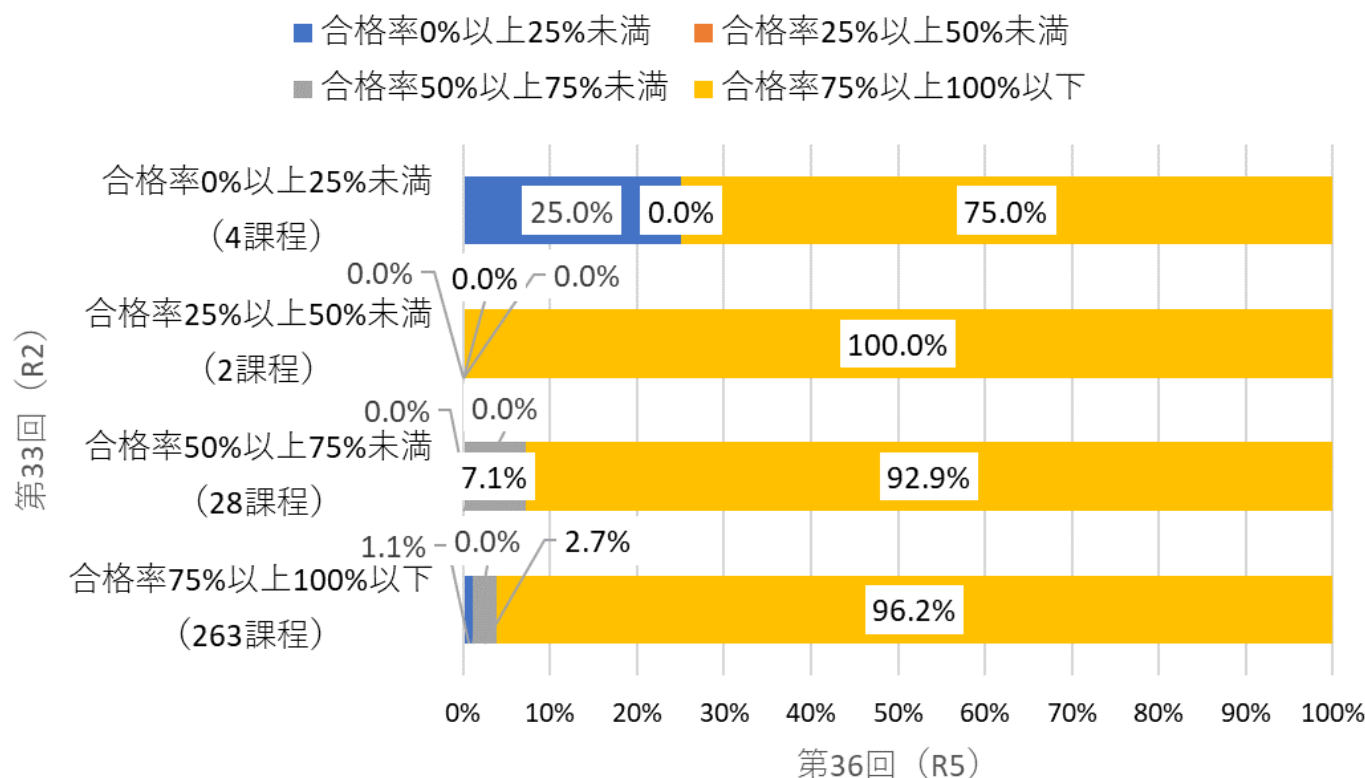
(注1) 各養成課程を、前回合格率との差の平均値を基に「毎回100%・50%以上増加・50%未満増加・変わらない・50%未満減少・50%以上減少」のいずれかに分類した。そのため、前回合格率の値がない場合は、平均を算出する対象に含めていない。

(注2) 「毎回100%」に分類されている養成課程の中には、第33回(令和2年度)から第36回(令和5年度)のうち、2回あるいは3回のみ登場した養成課程、4回とも100%を維持した養成課程があった。100%を維持した養成課程の数は、2回登場した課程では4課程、3回登場した課程では5課程、4回登場した課程では2課程だった。

2-4. 国家試験合格率の変化

- 各養成課程について、第33回(令和2年度)の合格率と第36回(令和5年度)の合格率を見たところ、留学生を除く受験者では、第33回で75%未満であった養成課程もほとんどが第36回では75%以上になっている様子が見られた。
- 従って、留学生を除く受験者では合格率が特別に低い養成課程は固定的ではないものと考えられる。

＜国家試験合格率の変化 第33回結果と第36回結果の比較 留学生を除く受験者＞

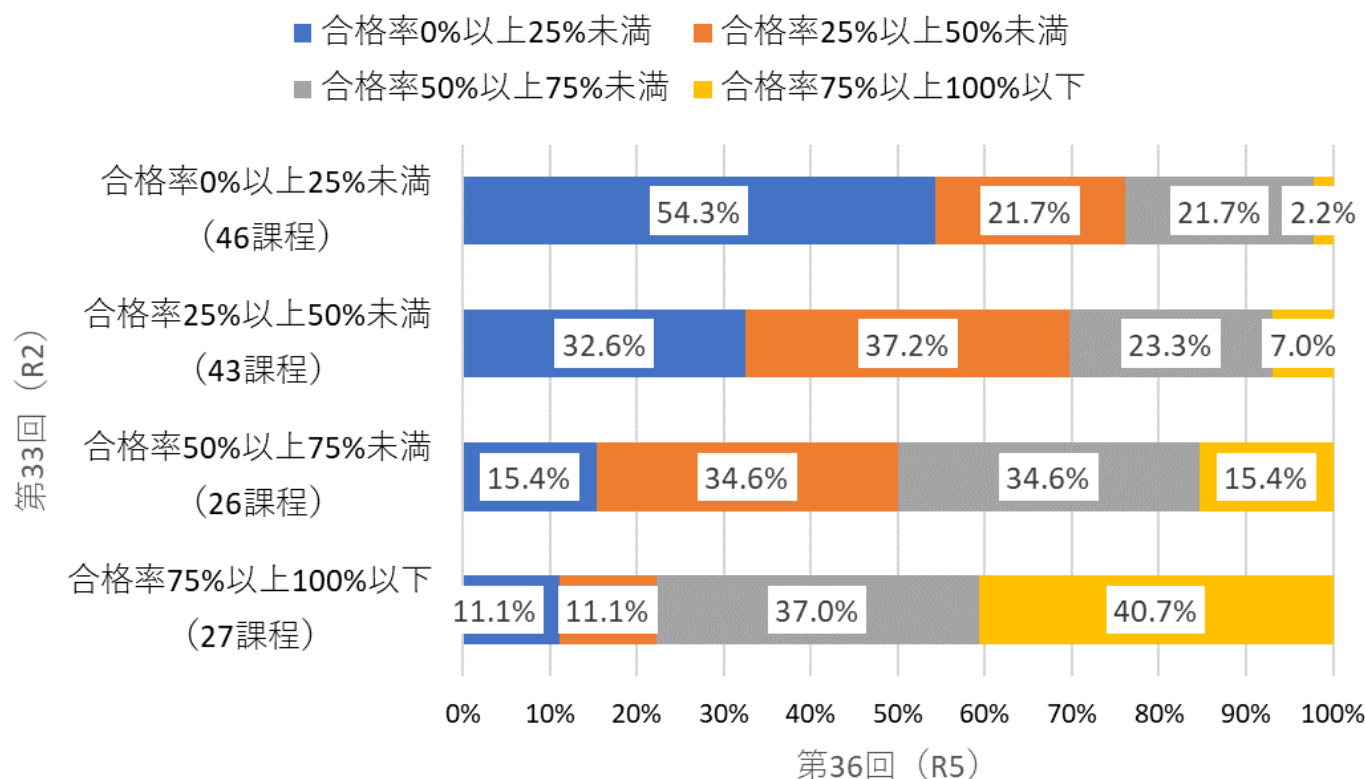


(注) 第33回と第36回において、施設名、課程名等の情報から同じ養成課程であると断定が可能であった施設に限定して集計している。

2-4. 国家試験合格率の変化

- 各養成課程について、第33回(令和2年度)の合格率と第36回(令和5年度)の合格率を見たところ、留学生受験者では、第33回と第36回の合格率が同程度という養成課程は、各合格率カテゴリにおいて35～55%である。

＜国家試験合格率の変化 第33回結果と第36回結果の比較 留学生受験者＞



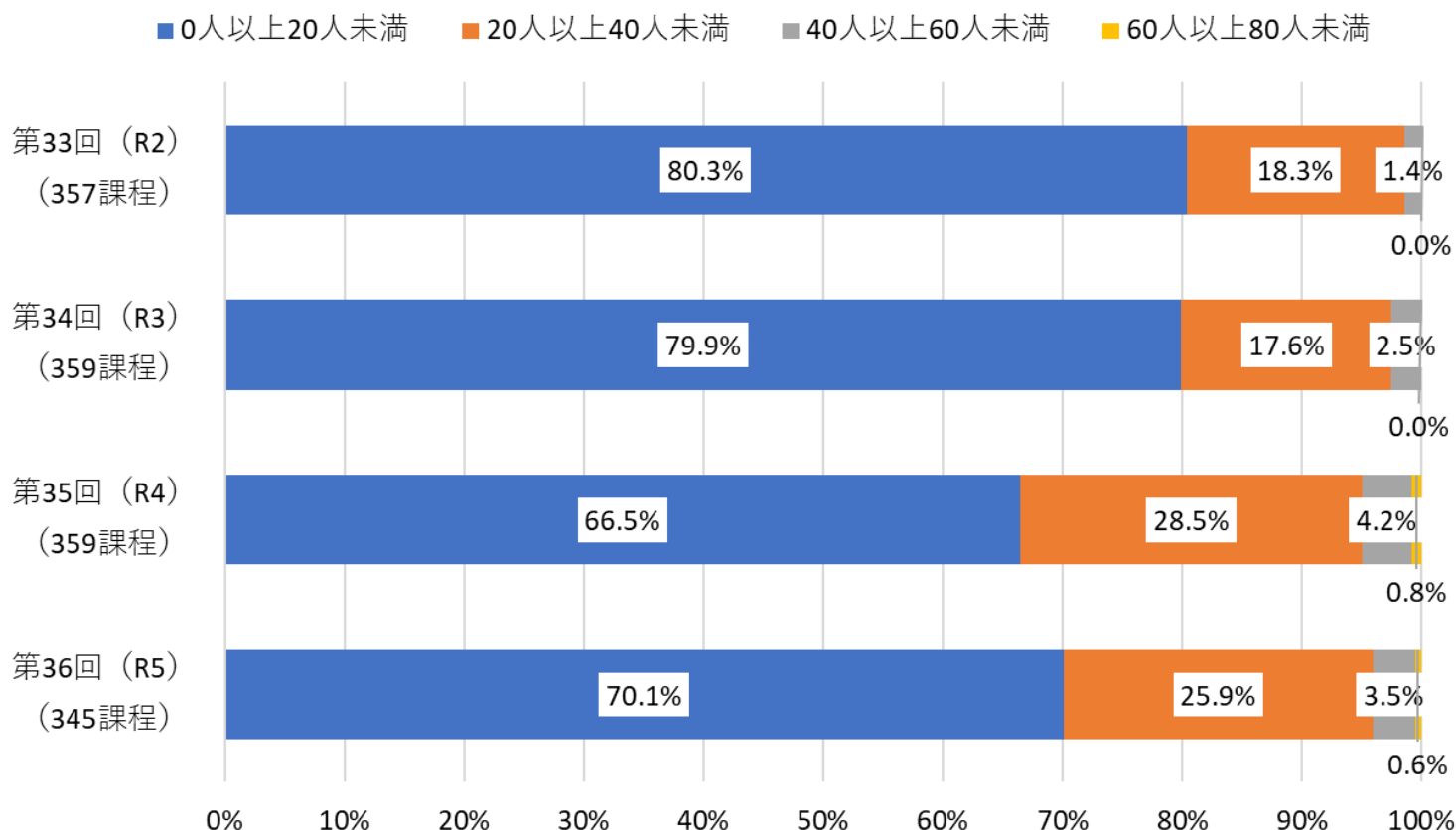
(注) 第33回と第36回において、施設名、課程名等の情報から同じ養成課程であると断定が可能であった施設に限定して集計している。

3. 各養成課程における
介護福祉士国家試験合格者数の傾向
～第33回(令和2年度)～第36回(令和5年度)の4年間～

3-1. 国家試験合格者数別 養成課程の分布

- 介護福祉士国家試験の合格者数別に養成課程の分布をみると、いずれの回においても、全体の合格者数別では、合格者数20人未満の養成課程が多数を占めている。

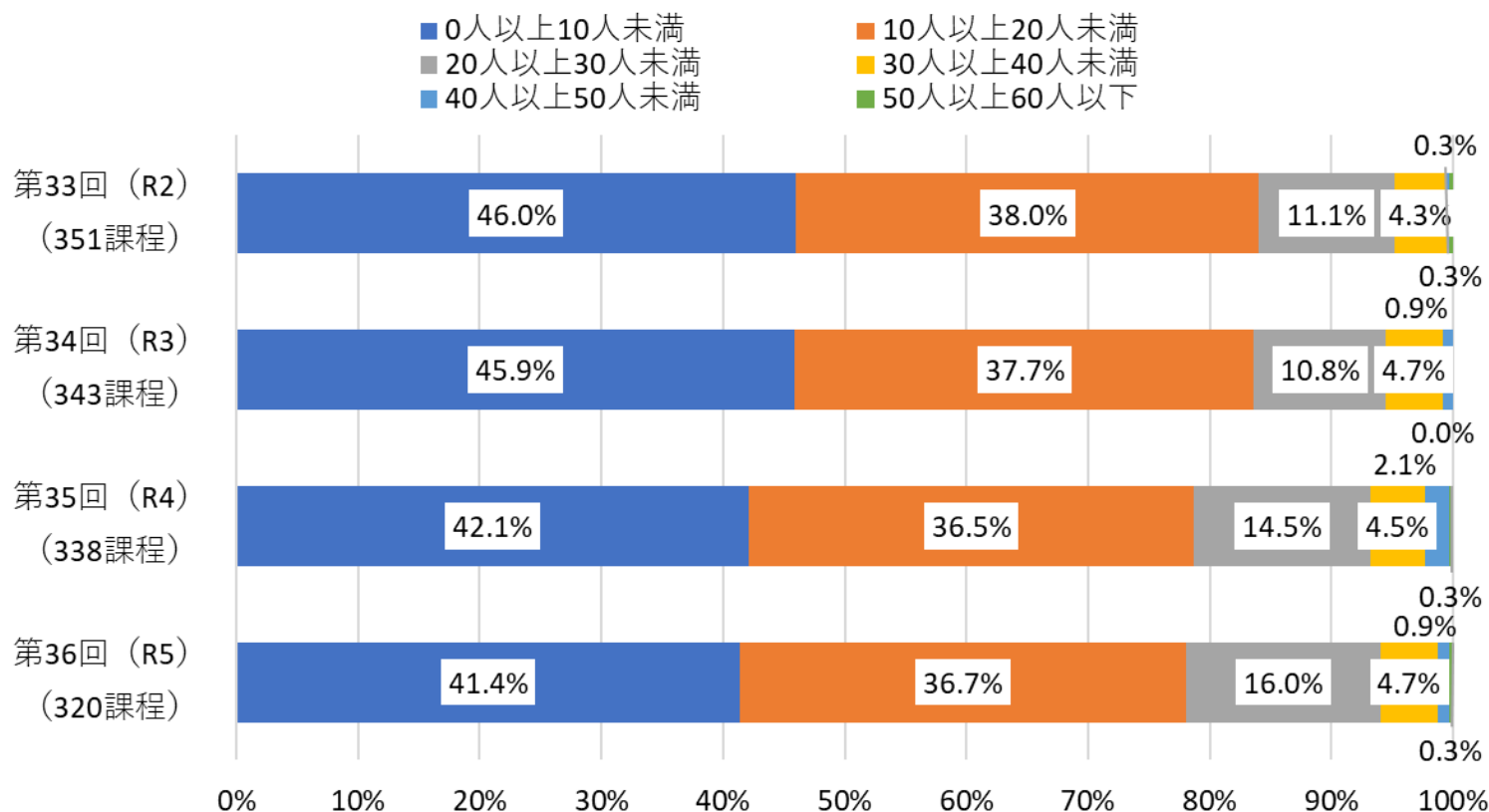
＜国家試験合格者数別 養成課程の分布(全体)＞



3-1. 国家試験合格者数別 養成課程の分布

- 留学生を除く受験者について、介護福祉士国家試験の合格者数別に養成課程の分布をみると、いずれの回においても、合格者数10人未満、合格者10～20人未満の養成課程がそれぞれ4割程度となっている。
- また、合格者数20人以上の養成課程が2割前後となっている。

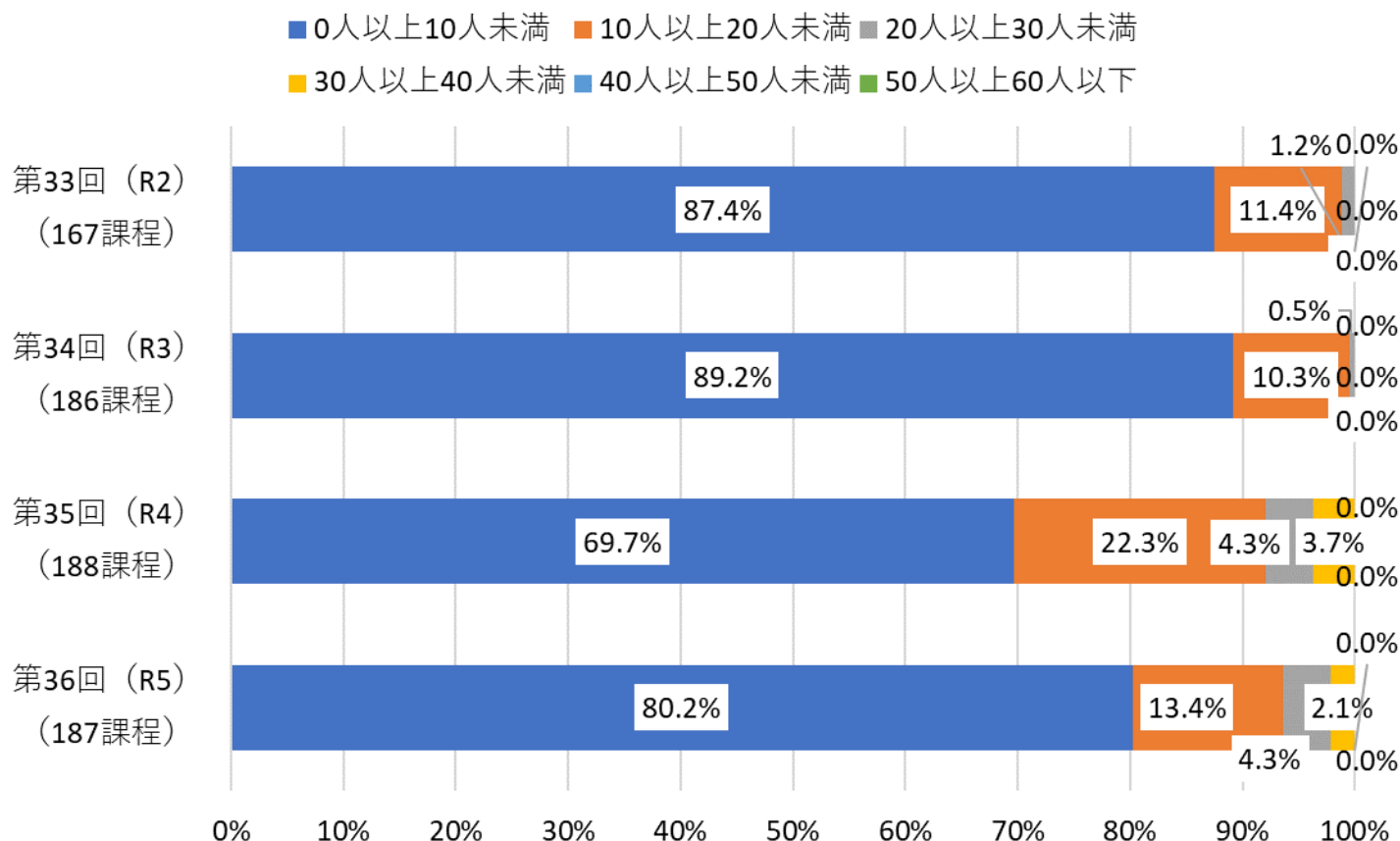
＜国家試験合格者数別 養成課程の分布(留学生を除く受験者)＞



3-1. 国家試験合格者数別 養成課程の分布

- 留学生受験者について、介護福祉士国家試験の合格者数別に養成課程の分布をみると、いずれの回においても、合格者数10人未満の養成課程が多数を占めている。
- 第35回(令和4年度)では、10人以上合格した養成課程が3割に達した。

<国家試験合格者数別 養成課程の分布(留学生受験者)>



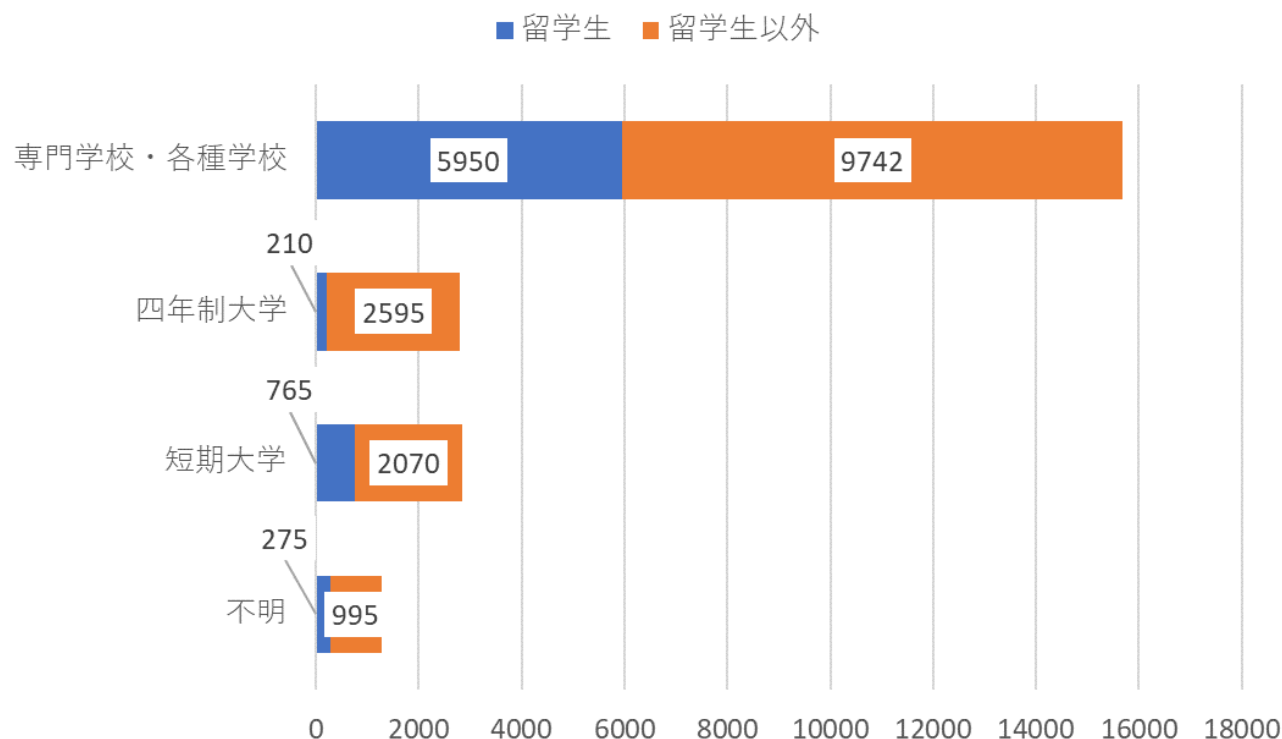


4. 学校種別で見た入学者の状況

4-1. 第34回～第36回試験受験者の入学時の入学者総数の状況

- 第33回(令和2年度)試験の受験者データについては養成施設コードが不明のため、第34回(令和3年度)から第36回(令和5年度)試験を対象として入学者数の状況を見た。
- 第34回(令和3年度)から第36回(令和5年度)試験の受験者が入学した年次の入学者数を学校種別に見ると、専門学校・各種学校の入学者が留学生・留学生以外を合わせて、全体の69.4%となっている。

<第34回(R3)～第36回(R5)までの学校種別の入学者総数>



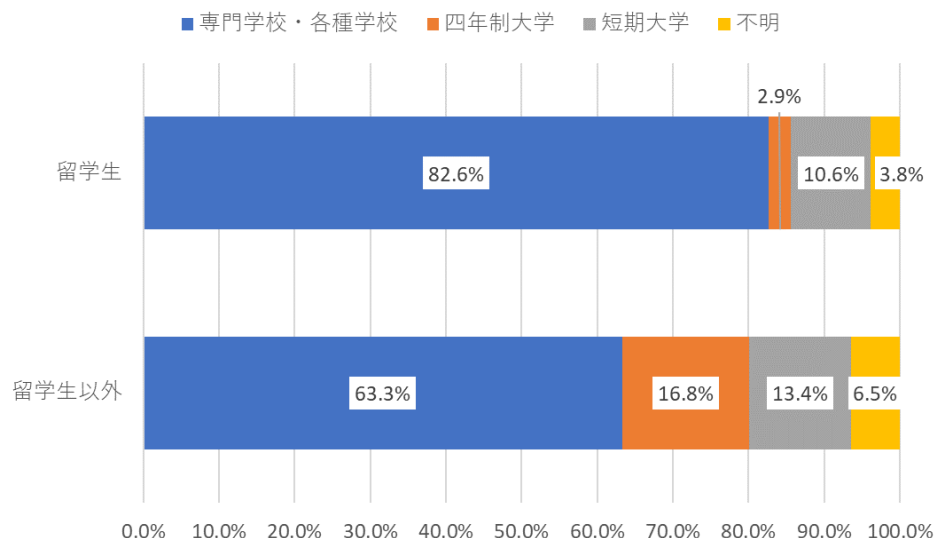
(注) 学校情報が紐づけられず、学校種が判別できなかった養成課程についてはすべて「不明」として計上している。

なお、報告されている入学者の総数と、その内訳となる留学生及び留学生以外の入学者数の合計が一致していない養成課程があるため、上図での入学者総数の合計と、P7に示した3か年の入学者数の合計とは一致しない。

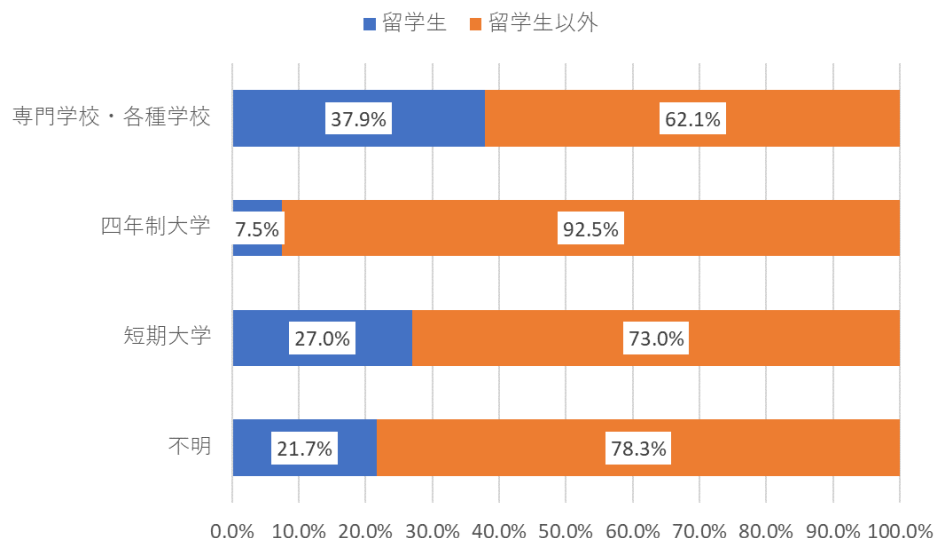
4-1. 第34回～第36回試験受験者の入学時の入学者総数の状況

- 介護福祉士国家試験の受験者が入学する学校種としては専門学校・各種学校が最も多く、留学生で82.6%、留学生以外で63.3%を占める。
- 学校種別に入学者に占める留学生／留学生以外の割合を見た場合、大学の留学生比率は非常に低い。

＜第34回(R3)～第36回(R5)までの入学者に占める各学校種の割合
(留学生/留学生以外)＞



＜第34回(R3)～第36回(R5)までの入学者に占める留学生／留学生以外の割合(学校種別)＞

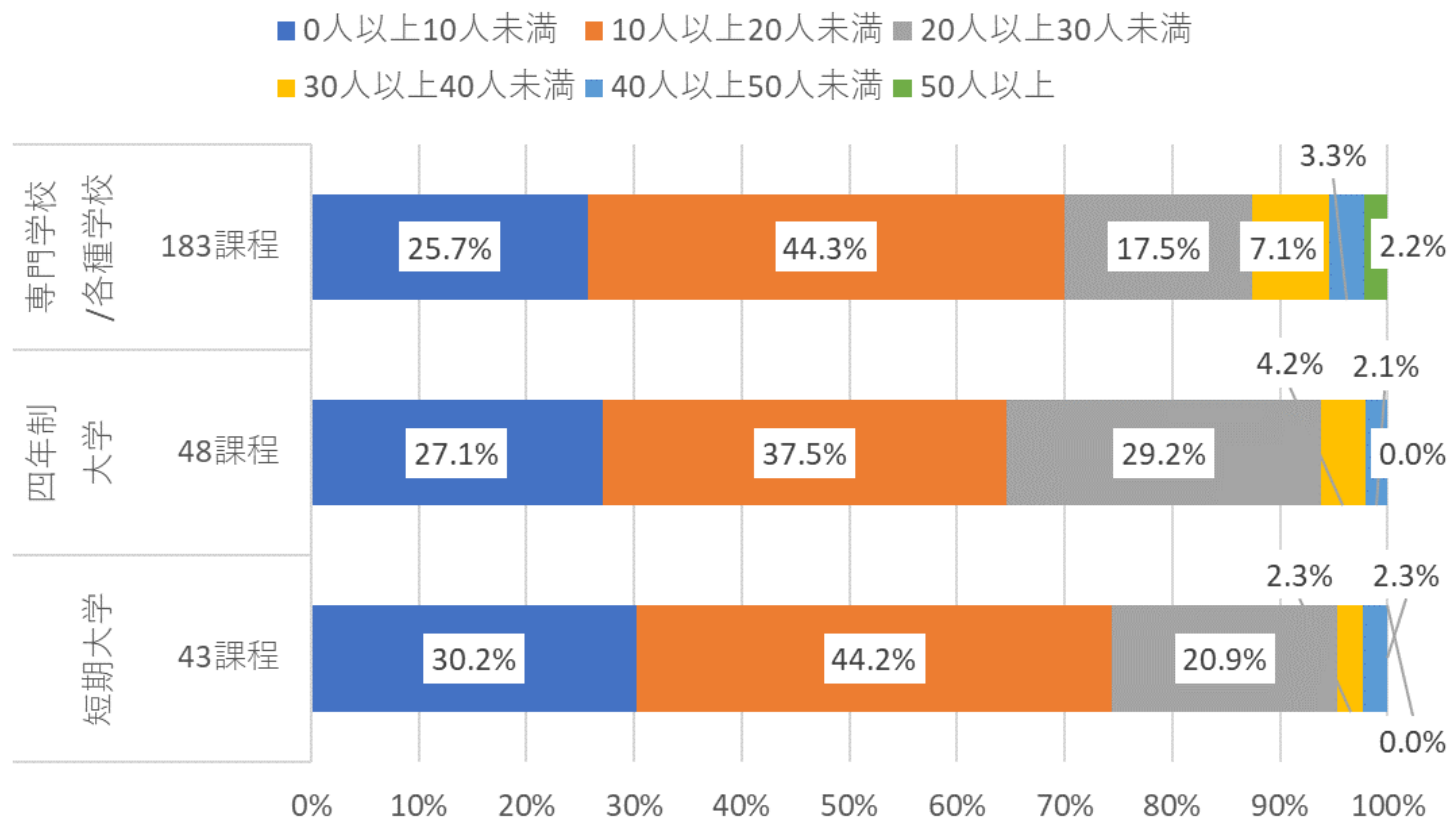


(注) 学校情報が紐づけられず、学校種別が判別できなかった学校についてはすべて「不明」として計上している。
また、学校によって修業年限が異なるので、専門学校・各種学校は入学年の異なる入学者が合算されている。

4-2. 第34回～第36回試験受験者の入学時の平均入学者数別 養成課程の分布

- 留学生以外の学生について、入学者数別に養成課程の分布をみると、どの学校種においても10人以上20人未満の養成課程が最も多く、40人以上の養成施設は1割未満となっている。

<第34回(R3)～第36回(R5)までの平均入学者数の規模別 養成課程の分布(学校種別・留学生以外)>



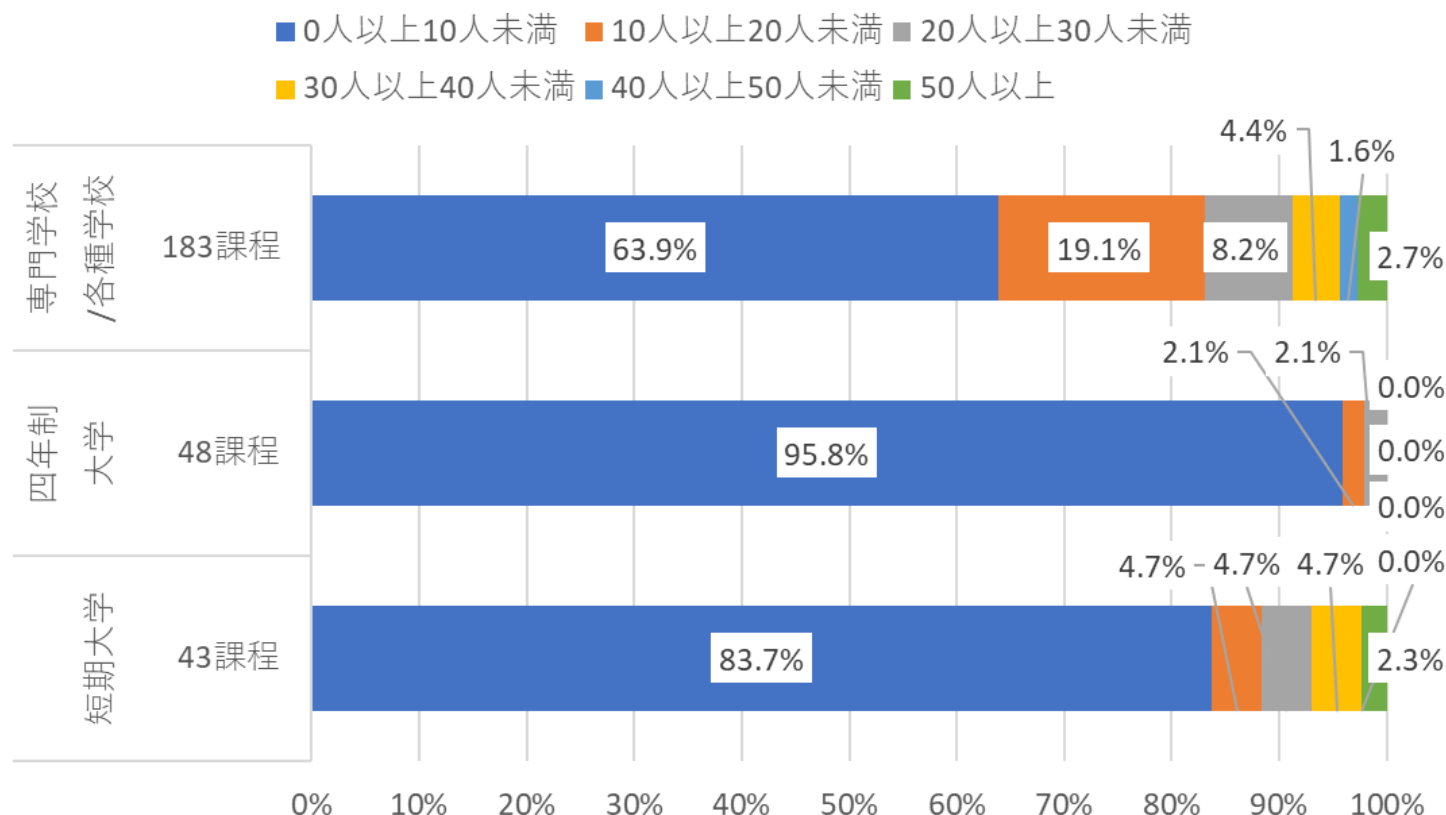
(注) 学校種別が「不明」である養成課程は集計対象外とした。

また、学校種によって修業年限が異なるので、入学年の異なる入学者が合算されている。

4-2. 第34回～第36回試験受験者の入学時の平均入学者数別 養成課程の分布

- 留学生について、養成課程の平均入学者数別の分布をみると、10人未満の養成課程が最も多く、特に四年制大学においては9割以上の養成課程が10人未満となっている。

＜第34回(R3)～第36回(R5)までの平均入学者数別 養成課程の分布(留学生)＞



(注) 学校種別が「不明」である養成課程は集計対象外とした。

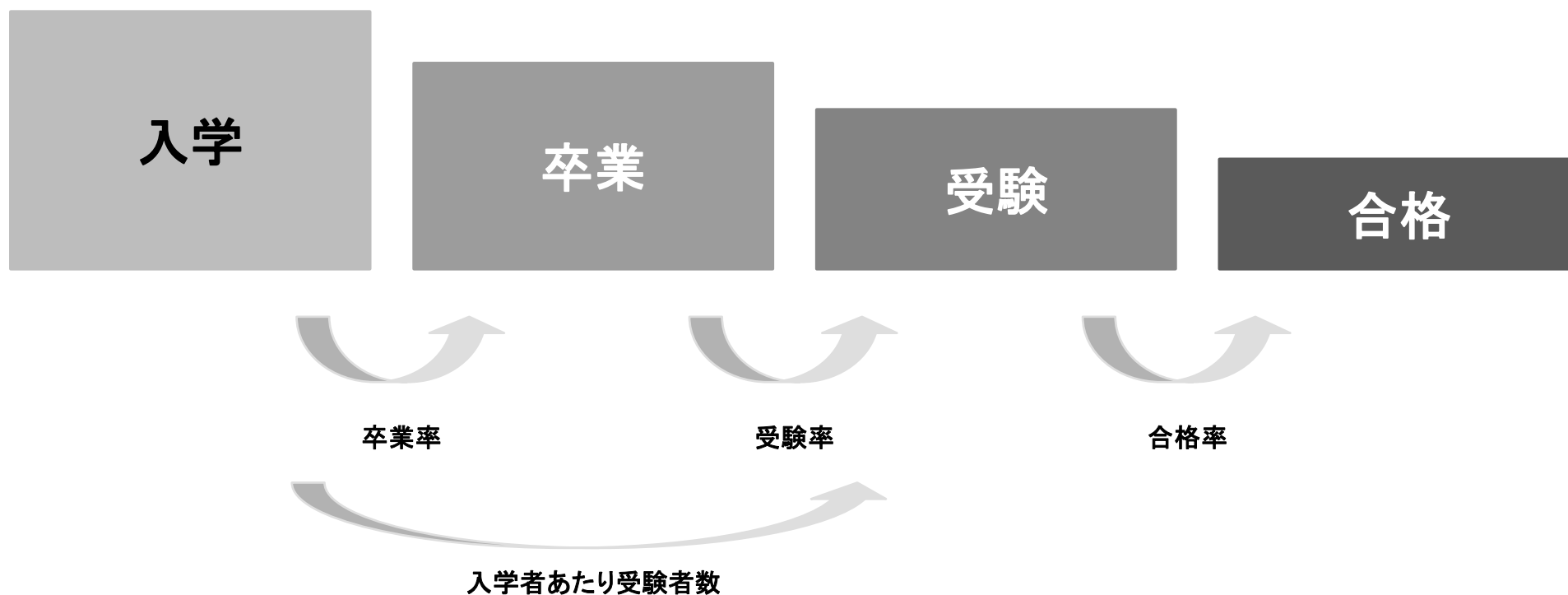
また、学校種によって修業年限が異なるので、入学年の異なる入学者が合算されている。

5. 学校種別での各指標の差異
～第33回(令和2年度)～第36回(令和5年度)の4年間～

5-1. 学校種別による各指標の差異

- 入学から卒業、受験、合格までの各段階における指標を整理すると下図のようになる。
- 専門学校／四年制大学／短期大学の学校種別にこれらの指標を比較し、入学から合格に至る過程の各段階における学校種別での特徴を把握する。

<データ整理のイメージ>



5-1. 学校種別での各指標の差異

- 第33回(令和2年度)から第36回(令和5年度)までの各指標の学校種別の平均値を見ると、四年制大学では、入学者数に対する受験者の割合が、留学生、留学生以外とも、他の学校種より低い。合格率では逆に、四年制大学が他の学校種よりも高くなっている。

＜第33回(R2)～第36回(R5)までの各指標の平均値＞

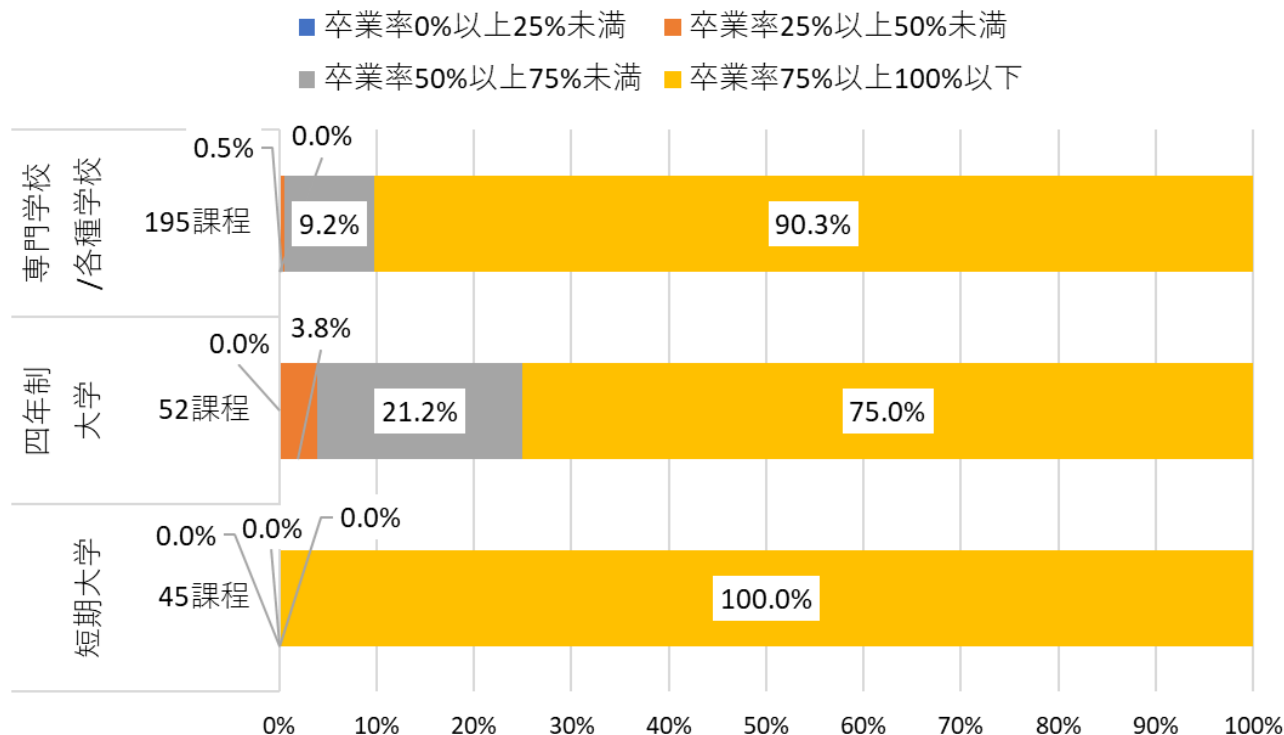
学生種別	学校種別	集計対象とした 課程数	入学者数あたり の受験者割合	卒業率	受験率	合格率 (新卒 + 既卒)
留学生	専門学校・各種学校	210	81.5%	87.4%	93.3%	36.5%
	四年制大学	55	76.0%	78.3%	97.1%	37.1%
	短期大学	48	88.9%	93.4%	95.1%	32.9%
留学生以外	専門学校・各種学校	210	85.6%	86.9%	98.6%	90.7%
	四年制大学	55	67.1%	80.3%	83.6%	96.3%
	短期大学	48	86.4%	93.4%	92.5%	93.0%

(注) 第33回～第36回までの入学者数、卒業者数、受験者数、合格者数を学校種別ごとに合計し、その値を用いて各指標を算出している。
養成施設コードが不明な課程、学校種別が判定できなかった課程は算出の対象に含めていない。

5-2. 学校種別の卒業率の状況

- 留学生以外について、平均卒業率の分布を学校種別に見ると、四年制大学では、卒業率が75%未満の養成課程が25%程度存在している。

＜各養成課程の平均卒業率の分布(学校種別・留学生を除く)＞



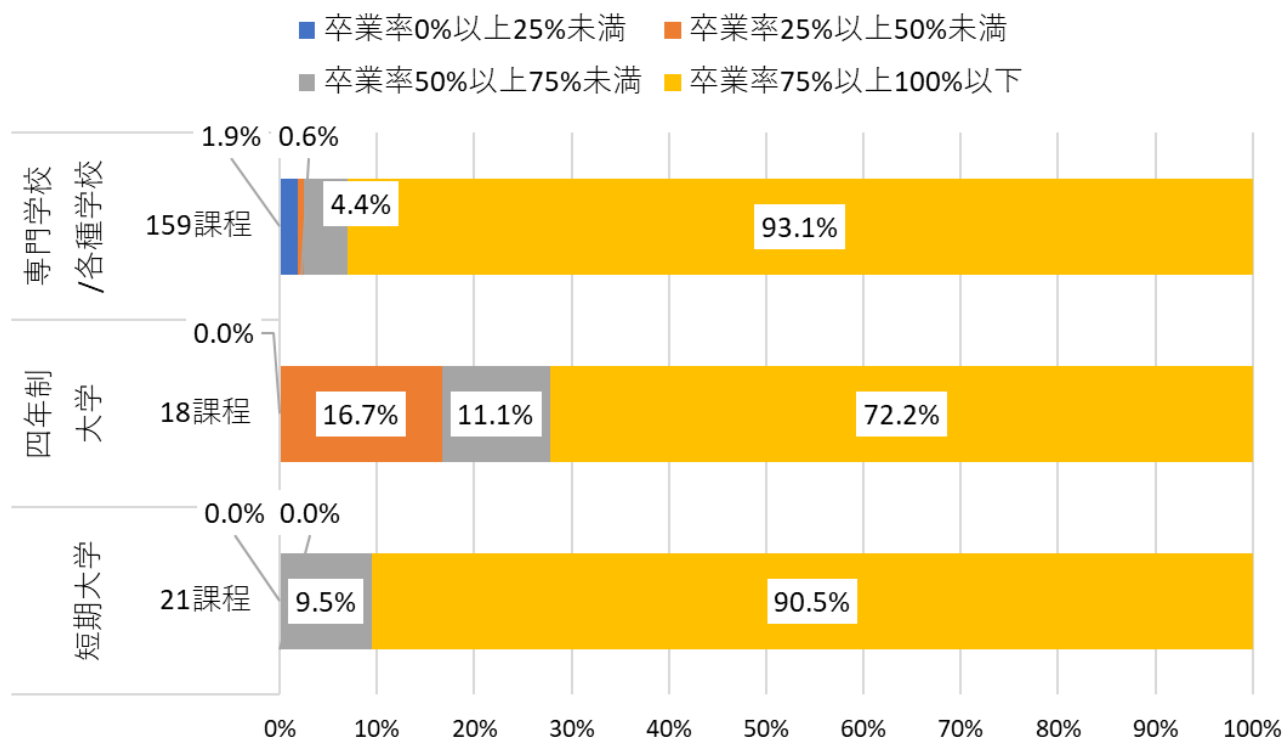
(注) 第33回～第36回の卒業率の平均値。平均値が100%を超える養成課程は除外している。

入学者数が不明な課程、養成施設コードが不明な課程、学校種別が判定できなかった課程は算出の対象に含めていない。

5-2. 学校種別の卒業率の状況

- 留学生について平均卒業率の分布を学校種別に見ると、四年制大学では卒業率が75%未満の養成課程が1/4程度存在している。

＜各養成課程の平均卒業率の分布(学校種別・留学生)＞



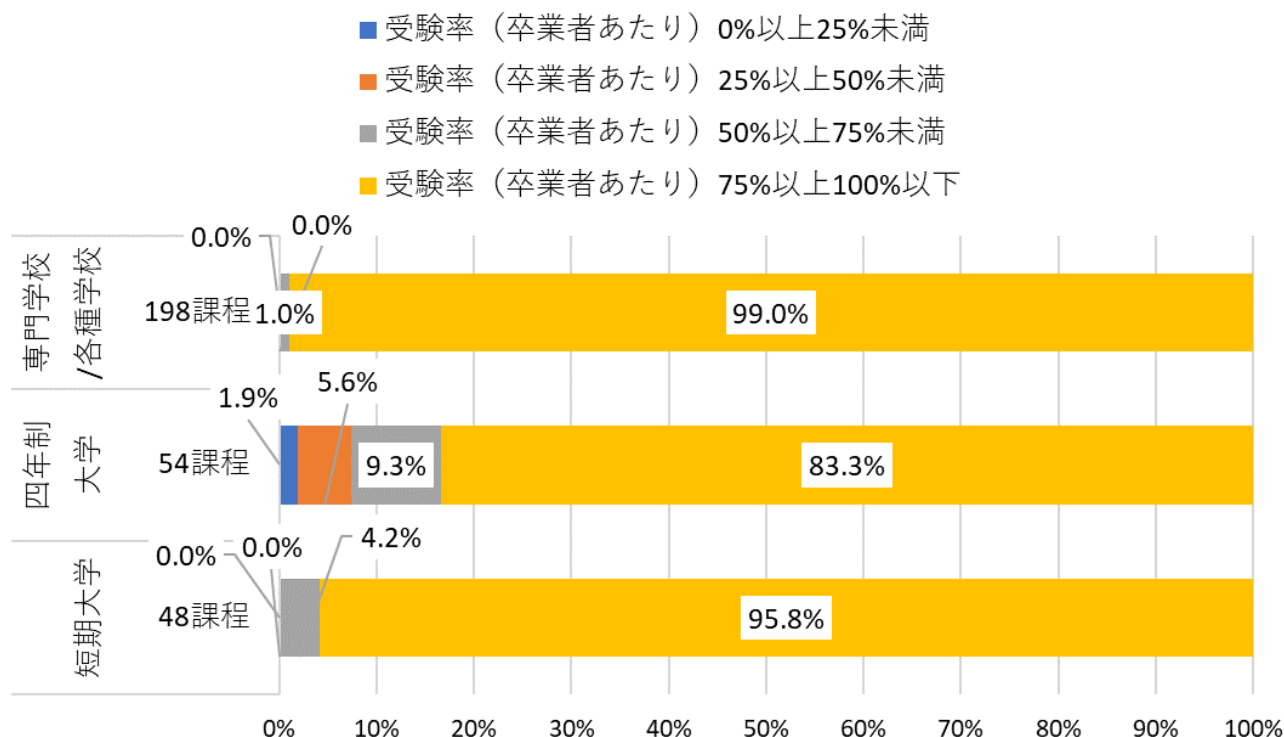
(注) 第33回～第36回の卒業率の平均値。平均値が100%を超える養成課程は除外している。

入学者数が不明な課程、養成施設コードが不明な課程、学校種別が判定できなかった課程は算出の対象に含めていない。

5-3. 学校種別の受験率の状況

- 留学生以外について、卒業者数に対する受験率の分布を学校種別に見ると、四年制大学では受験率が75%未満の養成課程の割合が大きく、16.8%に達している。その他の学校種では、95%を上回る養成課程で75%以上の受験率となっている。

＜各養成課程の平均受験率の分布(学校種別・留学生を除く)＞



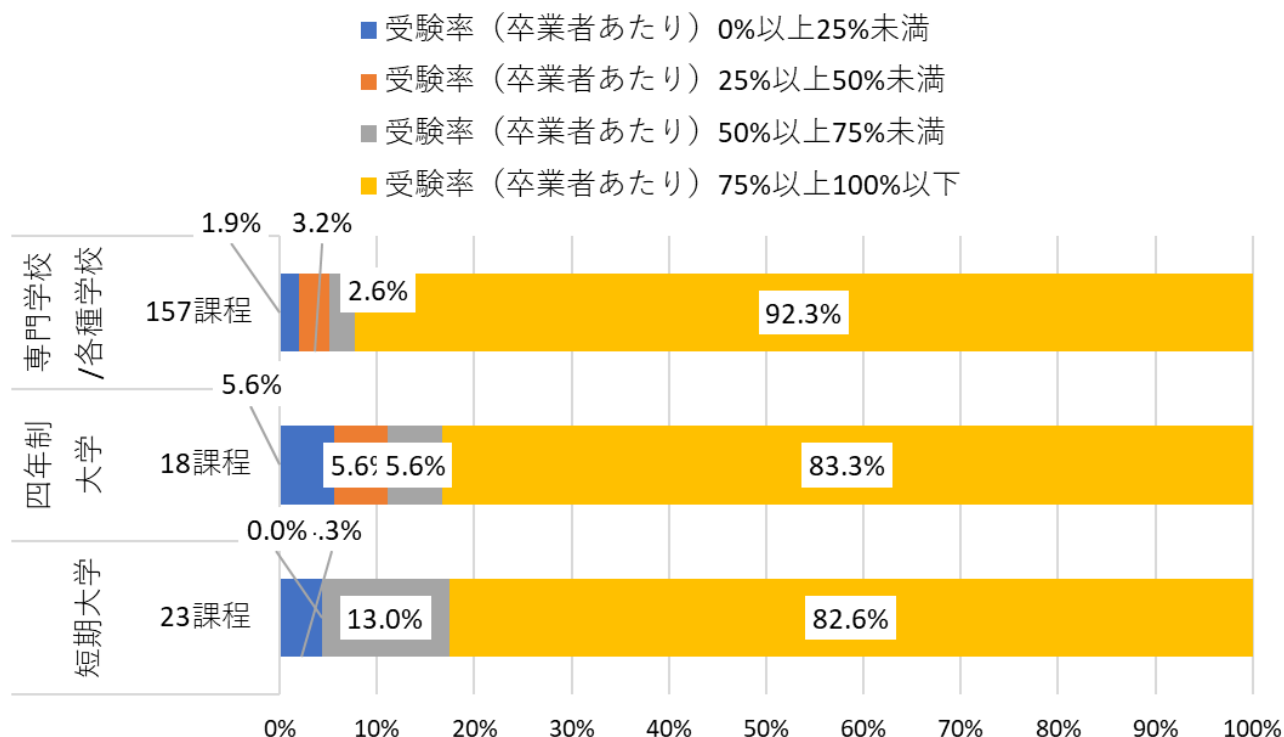
(注) 第33回～第36回の受験率の平均値。平均値が100%を超える養成課程は除外している。

卒業者数が不明な課程、養成施設コードが不明な課程、学校種別が判定できなかった課程は算出の対象に含めていない。

5-3. 学校種別の受験率の状況

- 留学生について、卒業生に対する受験率の分布を学校種別に見ると、専門学校では受験率が75%以上の養成課程の割合が、四年制大学や短期大学よりも大きい。

＜各養成課程の平均受験率の分布(学校種別・留学生)＞



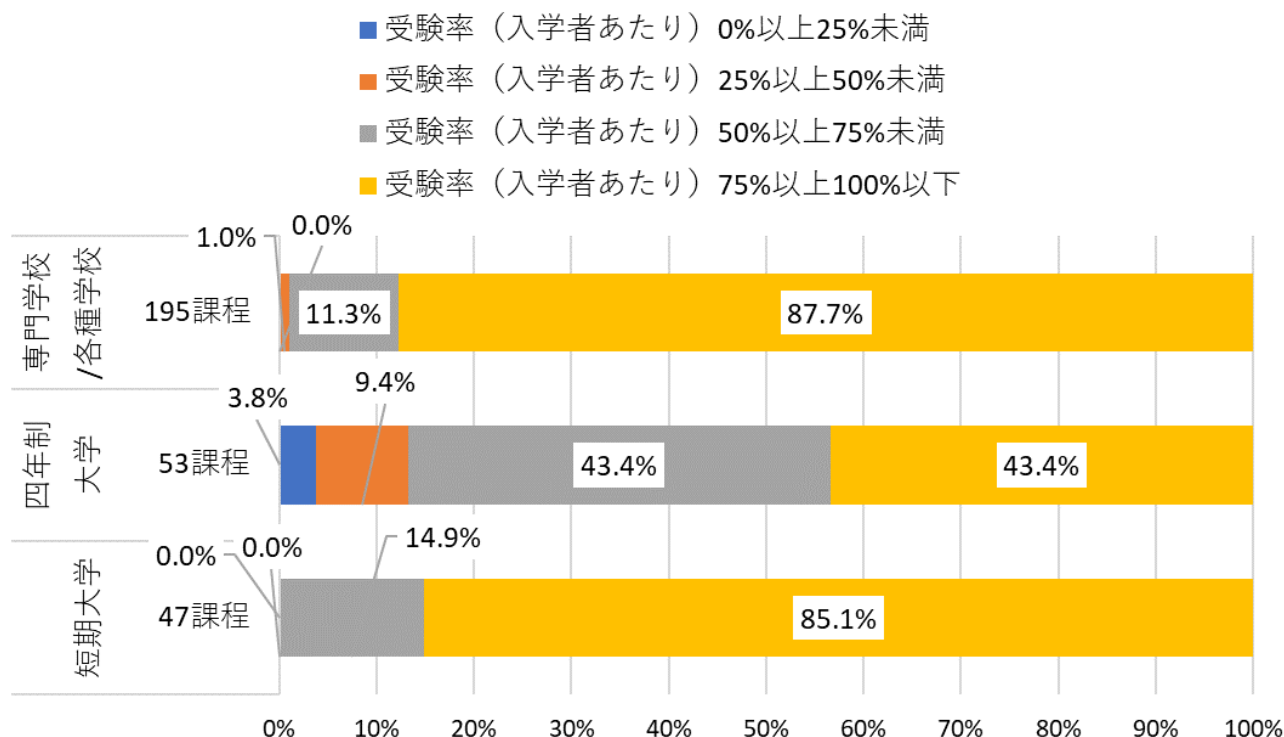
(注) 第33回～第36回の受験率の平均値。平均値が100%を超える養成課程は除外している。

卒業者数が不明な課程、養成施設コードが不明な課程、学校種別が判定できなかった課程は算出の対象に含めていない。

5-4 . 学校種別の入学者あたり受験者割合の状況

- 留学生以外について、入学者に対する受験者割合を学校種別に見ると、専門学校と短期大学では受験率が75%以上の養成課程が8割以上であるのに対し、四年制大学では4割程度に留まっている。

＜各養成課程の入学者あたり平均受験者割合の分布(学校種別・留学生を除く)＞



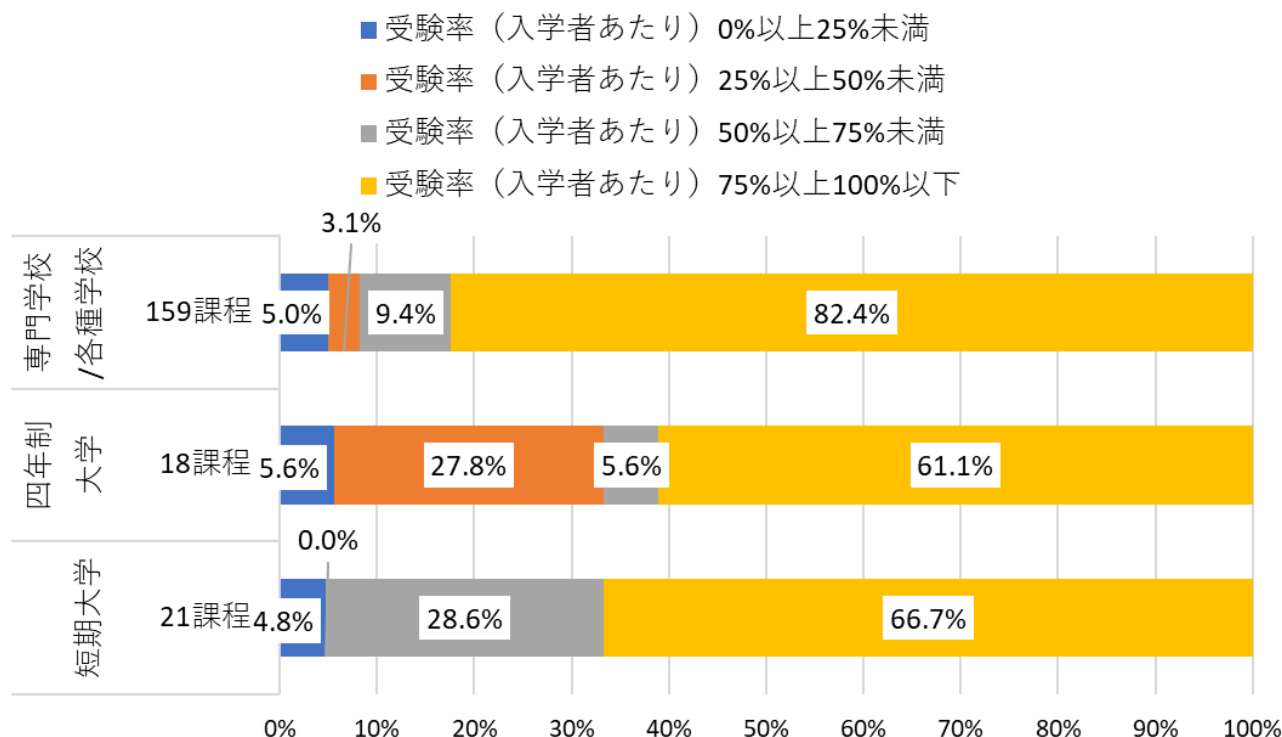
(注) 第33回～第36回の入学者あたり受験者割合の平均値。平均値が100%を超える養成課程は除外している。

入学者数が不明な課程、養成施設コードが不明な課程、学校種別が判定できなかった課程は算出の対象に含めていない。

5-4 . 学校種別の入学者あたり受験者割合の状況

- 留学生について、入学者数に対する受験率を学校種別に見ると、専門学校では受験率が75%以上の養成課程が8割程度であるのに対し、四年制大学と短期大学では7割未満になっている。

＜各養成課程の入学者あたり平均受験者割合の分布(学校種別・留学生)＞



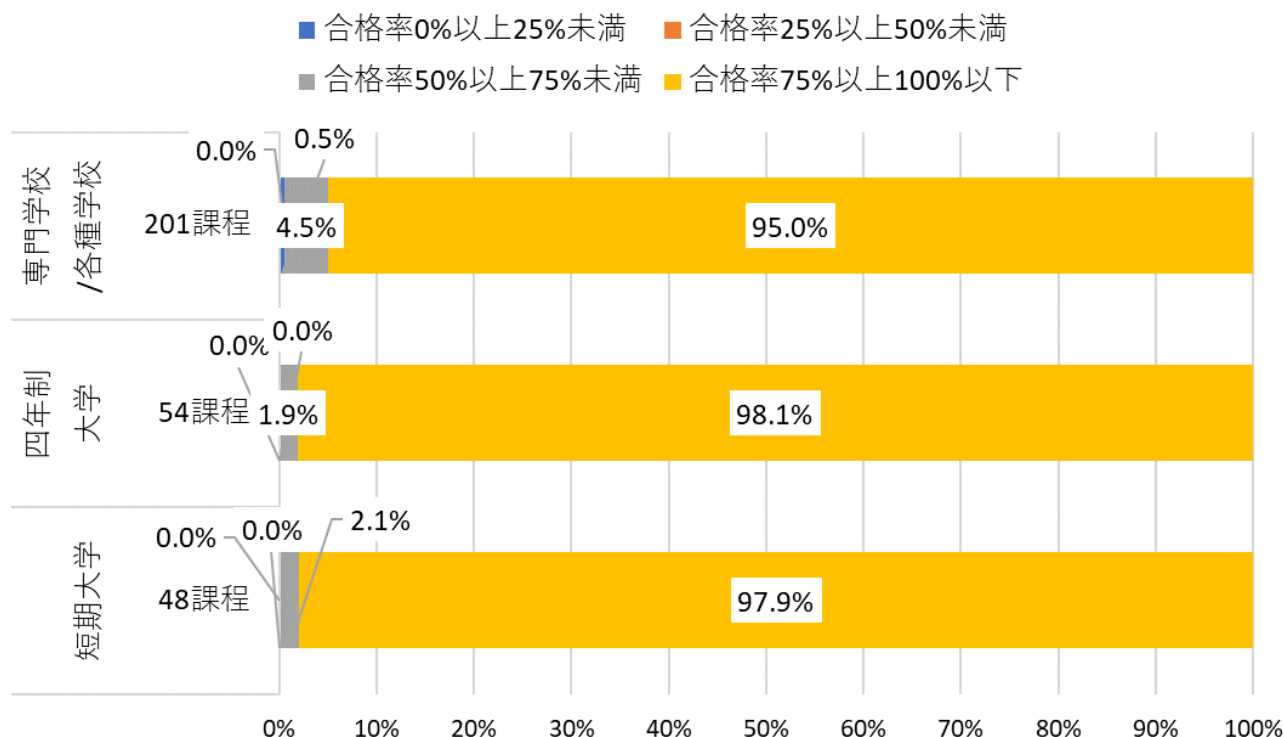
(注) 第33回～第36回の入学者あたり受験者割合の平均値。平均値が100%を超える養成課程は除外している。

入学者数が不明な課程、養成施設コードが不明な課程、学校種別が判定できなかった課程は算出の対象に含めていない。

5-5 . 学校種別の合格率の状況(新卒・既卒合計)

- 留学生以外について、新卒・既卒を合計した合格率を学校種別に見ると、いずれの学校種別においても合格率75%以上の養成課程が9割以上を占めており、大きな差はみられなかった。

＜各養成課程の合格率(新卒・既卒合計)の分布(学校種別・留学生を除く)＞



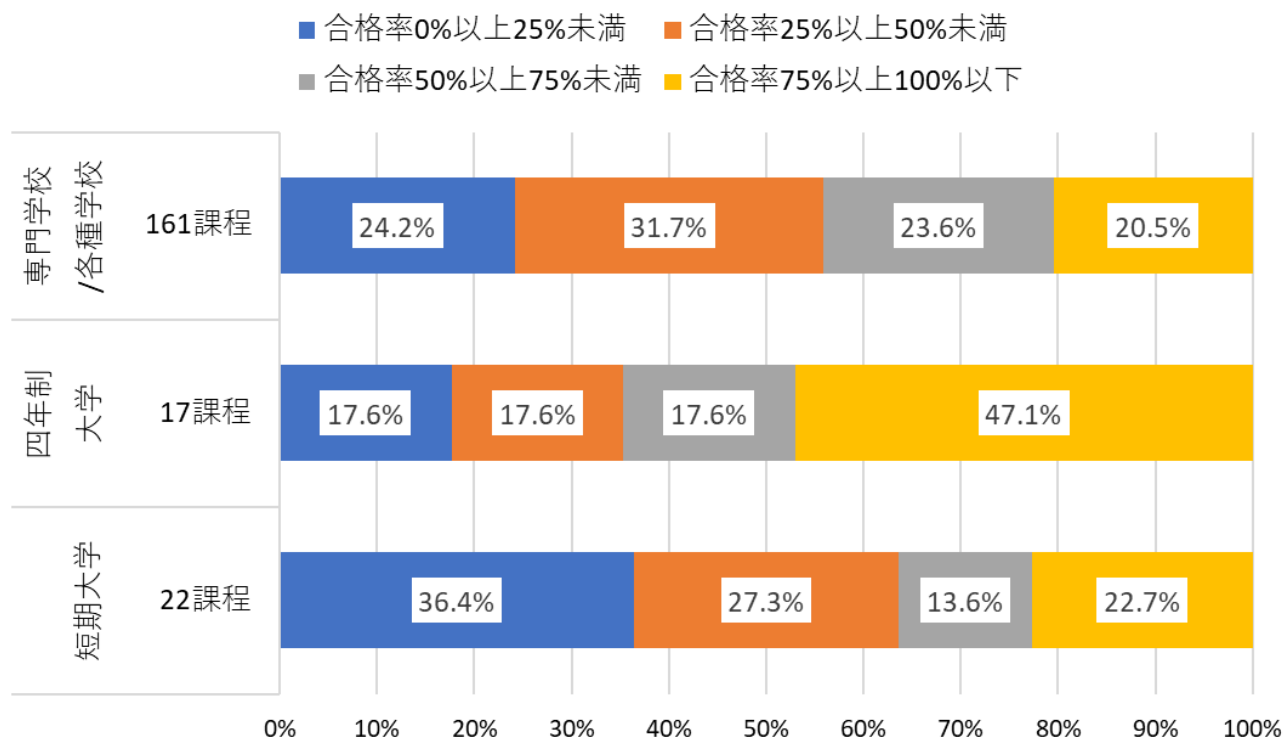
(注) 第33回～第36回の合格率(新卒・既卒合計)の平均値。平均値が100%を超える養成課程は除外している。

受験者数が不明な課程、養成施設コードが不明な課程、学校種別が判定できなかった課程は算出の対象に含めていない。

5-5. 学校種別ごとの合格率の状況(新卒・既卒合計)

- 留学生について、新卒・既卒を合計した合格率を学校種別に見ると、合格率50%未満の養成課程が、四年制大学では3割程度ではあるものの、専門学校、短期大学では半数以上存在している。

＜各養成課程の合格率(新卒・既卒合計)の分布(学校種別・留学生)＞



(注) 第33回～第36回の合格率(新卒・既卒合計)の平均値。平均値が100%を超える養成課程は除外している。

受験者数が不明な課程、養成施設コードが不明な課程、学校種別が判定できなかった課程は算出の対象に含めていない。

【参考】分析に使用したデータについて

- 合格率等に関する集計や受験率等に関する集計については以下のデータを使用した。
 - 介護福祉士国家試験養成施設別合格率データ
 - － 【データの概要】
介護福祉士養成施設及び福祉系高校について課程別の受験者数(新卒／既卒／その合計)および合格者数(新卒／既卒／その合計)、合格率(新卒／既卒／その合計)が掲載されたデータ。
なお、養成課程については「全体／留学生を除いた受験者／留学生受験者」別にも各指標が掲載されている。
 - － 【データの取得方法】
第33回介護福祉士国家試験(令和2年度)から第36回介護福祉士国家試験(令和5年度)の計4回分のデータについて厚生労働省より提供を受けた。
 - 介護福祉士国家試験受験率及び合格率データ
 - － 【データの概要】
養成課程別に当該年度の卒業生数とその年度の卒業生が入学した年度の入学者数、介護福祉士国家試験受験者数、合格者数が掲載されたデータ。
「全体／留学生を除いた受験者／留学生受験者」別に整理されている。
 - － 【データの取得方法】
令和2年度から令和4年度のデータについて厚生労働省より提供を受けた。令和5年度のデータについては以下のリンクから学校別データを取得した。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000149346_00001.html
- 学校種別については、厚生労働省より提供された課程別の学校種別についてのデータをもとに、施設名および課程名を用いて上記の2種類のデータに対して接続した。

令和 6 年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
介護福祉士養成施設における国家試験合格に向けた
取組に関する調査研究事業
【報告書】

令和 7 年 3 月

発行 三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社
住所 〒105-8501 東京都港区虎ノ門５－１１－２ オランダヒルズ森タワー